

鳥取縣公報

昭和十五年九月六日

第千百六十三號

金曜日

本書ノ大キサ國定規格A⁵判

條 令

◇鳥取縣條例第五號
鳥取縣稅賦課徵收條例左ノ通定ム

昭和十五年九月六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥 取 縣 稅 賦 課 徵 收 條 例 第 一 章 總 則

第一條 縣稅ノ賦課徵收ニ關シテハ法律命令ニ規定スルモノヲ除クノ外本條例ノ定ムル所ニ依ル
第二條 本條例ニ於テ所轄財務出張所長、所轄市町村長、所轄市役所町村役場ト稱スルハ納稅
地ヲ管轄スル財務出張所長、市町村長、市役所町村役場ヲ謂フ

第三條 本條例ニ於テ前期トハ四月ヨリ九月迄、後期トハ十月ヨリ翌年三月迄ノ期間ヲ謂フ
第四條 縣稅トシテ課スベキ稅目左ノ如シ

一 國 稅 附 加 稅

鳥取縣公報 每週曜日發行

(休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十五年九月六日 第千百六十三號

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

01060

地租附加稅
 家屋稅附加稅
 營業稅附加稅
 鑛區稅附加稅

立別稅
 船稅
 自動車稅
 電柱稅
 不動產取得稅
 漁業權稅
 狩獵者稅
 藝妓稅

的稅
 都市計畫稅營業稅割
 水利稅地稅割

第二章 賦課
 第五條 縣稅ハ左ノ賦課期日及課稅標準ニ依リ之ヲ賦課ス前後二期ニ賦課スルモノニ在リテハ
 每期賦課率又ハ賦課額ノ二分ノ一ヲ賦課ス

01061

一 地租附加稅
 前期 四月一日 賦課期日現在ノ地租額
 後期 十月一日

二 家屋稅附加稅
 前期 六月一日 賦課期日現在ノ家屋稅額
 後期 十一月一日

三 營業稅附加稅
 法人 營業稅決定ノ日 營業稅法第二十五條第一項ノ規定ニ依リ徵收セラルベキ營業稅額
 個人 前 八月一日 賦課期日現在ノ營業稅額
 後 翌年一月一日

四 鑛區稅附加稅
 全期 十二月一日 鑛區稅額

五 段別稅
 前期 四月一日 賦課期日現在ノ土地ノ評定賃貸價格
 後期 十月一日

六 船舶稅
 全期 四月一日 賦課期日現在ノ船ノ總噸數

七 自動車稅
 前期 四月一日 賦課期日現在ノ定員數、積載量又ハ臺數
 後期 十月一日

八 電柱稅
 全期 四月一日 賦課期日現在ノ基數又ハ本數

九 不動產取得稅
 又ハ登記ノ日 不動產ノ取得價格又ハ登記價格及附屬築造物並ニ設備工費ノ價格又ハ見積價格

十 漁業權稅
 全期 四月一日 漁業權評定賃貸價格、取得價格、組合員數又ハ見積價格

十一 狩獵者稅
 狩獵免許ノ日 狩獵免許稅額
 每月一日 基本額及前月中ノ花揚高(前月中途開業ニ係ル者ハ花揚高見積額)

十二 藝妓稅

- 2 前項第一號乃至第八號第十號及第十二號ノ縣稅ニシテ賦課期日後納稅義務發生シタルトキハ其ノ發生シタル月ノ翌月一日ヲ以テ賦課期日トス
- 3 營業稅法第二十五條第二項但書ノ規定ニ依リ徵收セラルベキ營業稅ノ徵收額、鑛區稅法第三條第二項ノ規定ニ依リ徵收セラルベキ鑛區稅ノ徵收額ヲ標準トシテ賦課スベキ縣稅、漁業權稅中取得ニ係ル縣稅並ニ賦課洩ハ通脫ニ係ル縣稅ノ賦課期日ハ所轄財務出張所長ニ於テ其ノ都度之ヲ定ム
- 6 條 段別稅ヲ賦課スベキ土地ノ評定賃貸價格ハ市町村長之ヲ調査シ知事之ヲ決定ス
- 2 前項ノ土地ノ評定賃貸價格ハ地租法第九條ノ規定ニ依リ土地ノ賃貸價格ヲ改訂スル年ニ於テ之ヲ改訂ス但シ當該土地ノ品位及狀況ニ著シキ變化アリト認ムルトキハ据置期間中ト雖モ之ヲ修正スルコトヲ得
- 3 第一項ノ土地ノ評定賃貸價格調査方法ニ付テハ知事ノ定ムル所ニ依ル
- 7 條 不動產取得稅、漁業權稅及藝妓稅ヲ賦課スベキ見積價格、漁業權ノ評定賃貸價格又ハ花揚高見積額ハ不動產ノ賣買價格又ハ時價、漁業權ノ賃貸價格又ハ賣買價格及當該藝妓開業ノ月ニ於テ其ノ屬スル檢番内ノ最低花揚高ノ他ノ藝妓ニ比準シ各其ノ情況ニ應ジ財務出張所長之ヲ算定ス
- 8 條 本條例ニ別段ノ規定ナキ限り都市計畫稅營業稅割及水利稅地租割ニ關シテハ夫々營業稅附加稅及地租附加稅ニ關スル規定ヲ準用ス
- 9 條 本縣内ノ數市町村ニ營業所ヲ設ケテ營業ヲ爲ス者及數市町村ニ鑛區又ハ漁場ヲ有スル者ニ賦課スル縣稅ハ知事ノ指定シタル一市町村ニ於テ之ヲ賦課ス
- 10 條 縣稅ハ左ノ賦課率又ハ賦課定額ニ依リテ之ヲ賦課ス

- 一 地租附加稅 本稅一圓ニ付金一圓
- 二 家屋稅附加稅 本稅一圓ニ付金一圓
- 三 營業稅附加稅 本稅一圓ニ付金一圓
- 四 鑛區稅附加稅 本稅一圓ニ付金十錢
- 五 段別稅 土地ノ評定賃貸價格金一圓ニ付金二錢
- 六 船舶稅 總噸數一噸ニ付金十五錢
- 其 他 金十錢
- 七 蒸汽船及發動機船
- 其 他 金十錢
- 自動車稅
- 普通自動車
- 客 車
- 一人乘 一輛ニ付 金十五圓
- 二人乘以上 同 金二十五圓
- 五人乘迄 同 金二十五圓
- 六人乘以上 同 金四十圓
- 八人乘迄 同 金四十圓
- 八人乘以上一人ヲ増ヌ毎ニ金三圓ヲ加フ
- 貨物車
- 積載量千疋未滿一輛ニ付金二十圓
- 同 千疋以上 同金二十五圓

其他 一輛ニ付金二十圓
特殊自動車 一輛ニ付金二十圓
小型自動車

客車

一人乗 一輛ニ付金十圓
二人乗以上 同 金十五圓
貨物車 一輛ニ付金十五圓

但シ自動車ニシテ薪炭瓦斯發生機裝置ノモノハ各課額ノ十分ノ五額トス

八 電柱 稅

木柱

鳥取市、米子市、東伯郡倉吉町ノ地域ニアルモノ 一本ニ付金一圓六十錢
其他ノ地域ニアルモノ 一本ニ付金七十錢

鐵柱及コンクリート柱

鳥取市、米子市、東伯郡倉吉町ノ地域ニアルモノ 一本ニ付金二十圓
其他ノ地域ニアルモノ 一本ニ付金一圓十錢

鐵塔及コンクリート塔

塔脚面ノ底面積一平方米未滿ノモノ 一基ニ付金二圓
同 一平方米以上ノモノ 一基ニ付金二圓五十錢

但シ賦課期日ノ直前一ケ年分ノ事業年度ニ於ケル利益配當年六分未滿四分以上ノ者ノ所有

九 不動產取得稅 不動產取得價格ノ千分ノ十六
ニ屬スル電柱ニ對シテハ各課額十分ノ七額トス

十 漁業權稅

定置漁業 評定貸賃價格ノ百分ノ二

區劃漁業 漁場面積一アールニ付金五錢

專用漁業

海面專用

組合員數五十人迄一權利ニ付金三圓
五十人以上五十人ヲ増ス毎ニ金二圓ヲ加フ

河川湖沼專用

組合員數二百人迄一權利ニ付金五圓
二百人以上二百人迄ヲ増ス毎ニ金三圓ヲ加フ

特別漁業 評定貸賃價格ノ百分ノ二

漁業權取得 取得價格ノ千分ノ十六

十一 狩獵者稅 免許稅一圓ニ付金十三錢

十二 藝妓 稅

鳥取市、米子市、東伯郡倉吉町及其連接地

藝妓 月基本課額金四圓
額花揚高百分ノ一

酌婦 月〔基本課額金八十錢
額〔花揚高ノ千分ノ五
西伯郡境町及溫泉地

藝妓 月〔基本課額金三圓二十錢
額〔花揚高ノ百分ノ一

酌婦 月〔基本課額金六十四錢
額〔花揚高ノ千分ノ五

其他ノ地

藝妓 月〔基本課額金二圓四十錢
額〔花揚高ノ百分ノ一

酌婦 月〔基本課額金五十六錢
額〔花揚高ノ千分ノ五

十三 都市計畫稅營業稅割

別ニ定ムル條例ニ依ル

十四 水利稅地租割

別ニ定ムル條例ニ依ル

第十一條 賦課洩又ハ通脫者ニ對スル都市計畫稅營業稅割又ハ水利稅地租割ハ通脫ノ初期判明セザルトキハ知事ノ認定ニ依リ期間ヲ定メ其ノ期間内毎年度ノ課率課額ニ依リ之ヲ賦課ス

第十二條 左ニ掲グルモノニハ課稅ヒズ

一 貧困ニ依リ生活ノ爲公費ノ救助又ハ扶助ヲ受クル者ノ所有スル土地家屋物件及行爲但シ一時ノ救助ハ之ヲ除ク

二 農會、產業組合、農業倉庫、住宅組合、畜産組合、水産組合、漁業組合、耕地整理組合、蠶業組合、工業組合、商業組合、商工會議所、私立學校、圖書館、幼稚園、孤兒院、(育兒院)其他營利ヲ目的トセザル法人ノ所有シ且直接其ノ業務ニ使用スル土地建物、船舶、自動車及不動産ノ取得、但シ有料ニテ他ニ使用セシムルモノ又ハ住宅組合ニ於テ組合員ニ居住セシムルガ爲建築シタル家屋ニシテ建築竣成シタルトキヨリ三ヶ年ヲ經過シタルモノハ之ヲ除ク

三 同一市町村ニ於ケル評定賃貸價格ノ合計金額ガ五圓未滿ノ土地

四 警防ノ用ニ供スル自動車

五 電柱ノ支柱(支線又ハ配電線ノ柱ヲ含マズ)營業用ニ非ザル電柱及賦課期日ノ屬スル年前年度ノ決算ニ於テ利益配當ガ拂込金額ニ對シ年四分ニ滿タザル會社ノ電柱

六 耕地整理又ハ土地區劃整理ノ爲換地處分ニ依ル不動産ノ取得

七 價格三十圓未滿ノ不動産ノ取得

八 自ラ耕作セントスル者ノ取得スル耕地ニシテ同居家族ノ分ト合算シ總面積七反歩ニ達スル迄ノ耕地ノ取得但シ取得登記ノ日ヨリ二十日以内ニ所轄財務出張所長ニ申告シタルモノニ限ル

九 罹災後又ハ土地收用法ノ適用ヲ受ケタル後三年以内ニ其ノ建物ニ代ルベキ建物ノ取得

一〇 在來建物ノ改築又ハ移築ニ依ル建物ノ取得但シ増築シタル部分若ハ價格ノ増加シタル部分ヲ除ク

一一 開墾土地移住獎勵補助金ノ交付ヲ受ケ建築シタル建物ノ取得

- 一二 堀立小屋、假小屋又ハ一時ノ使用ニ供スル建物(六ヶ月以内ニ取除クモノ)ノ取得
- 一三 五坪未満ノ住家ノ取得
- 一四 農地交換ニ因ル所有權ノ取得但シ臨時租稅措置法第二十二條ノ二ノ規定ニ依リ登錄稅ヲ免除セラレタルモノニ限ル
- 一五 漁業權ノ存續期間更新ノ免許(存續期間中更新ノ申請ヲ爲セルモノ)ニ因ル漁業權ノ取得、價格三十圓未満ノ漁業權ノ取得及一市町村ニ於ケル評定賃賃價格ノ合計金額五圓未満ノ漁業權

第十三條 財務出張所長ハ左ニ掲グル資料ニ依リ課稅標準額又ハ稅額ヲ査定若ハ決定シ第四十七條乃至第四十九條ノ規定ニ依ル申告ヲ俟タズ直ニ賦課スルコトヲ得

一 地租附加稅、家屋稅附加稅、營業稅附加稅、鑛區稅附加稅及都市計畫稅營業稅割ニ付テハ稅務署其他ノ調査

二 狩獵者稅、藝妓稅及漁業權稅ニ付テハ官廳ノ免許許可又ハ認可

三 自動車稅ニ付テハ自動車取締令ニ依ル檢査

四 不動産取得稅ニ付テハ登記ヲ爲シタルモノニ付其ノ登記

第十四條 財務出張所長ハ第四十七條乃至第四十九條ノ規定ニ依ル届出事項ニシテ不相當ト認ムルトキハ之ヲ更正スルコトヲ得

第十五條 納稅義務者第四十七條乃至第四十九條ノ規定ニ依ル申告ヲ爲サザルトキハ市町村長ハ之ガ申告ヲ促シ之ニ應ゼザルトキハ自己ノ意見ヲ付シ財務出張所長ニ通知スベシ

2 財務出張所長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ更ニ調査シ課稅標準ヲ認定シテ其ノ納稅義務者

- ニ之ヲ通知スベシ
- 3 前項ノ通知ヲ受ケタル者其ノ認定ヲ不當ナリトスルトキハ該通知書ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ必要ナル帳簿書類及通知書ヲ添ヘ知事ヘ再審査ノ申立ヲ爲スコトヲ得、再審査ノ申立アリタルトキハ知事ハ更ニ審査シ其ノ額ヲ認定シ通知書ニ其ノ旨記入シ財務出張所長ヲシテ申立人ニ交付セシム
- 4 第一項ノ場合ニ於テ知事必要アリト認ムルトキハ前三項ノ手續ヲ俟タズ直ニ課稅標準ヲ認定スルコトアルベシ

第三章 徵 集

第十六條 縣稅ハ左ノ納期ニ之ヲ徵集ス

一 地租附加稅

- 前 期 四月二十日ヨリ同月末日限
- 後 期 十月二十日ヨリ同月末日限

二 家屋稅附加稅

- 前 期 六月二十日ヨリ同月末日限
- 後 期 十一月二十日ヨリ同月末日限

三 營業稅附加稅

- 前 期 八月二十日ヨリ同月末日限
- 後 期 翌年一月二十日ヨリ同月末日限

四 鑛區稅附加稅

十二月二十日ヨリ同月末日限

五段別 稅

前期 四月二十日ヨリ同月末日限
後期 十月二十日ヨリ同月末日限

六船 船 稅

全額 四月二十日ヨリ同月末日限

七自 動 車 稅

前期 四月二十日ヨリ同月末日限
後期 十月二十日ヨリ同月末日限

八電 柱 稅

全額 四月二十日ヨリ同月末日限

九漁 業 權 稅

全額 四月二十日ヨリ同月末日限

十藝 妓 稅

全額 毎月二十日ヨリ同月末日限

十一 都 市 計 畫 稅 營 業 稅 割

全額 八月二十日ヨリ同月末日限

十二 水 利 稅 地 租 割

全額 十一月二十日ヨリ同月末日限

2 賦課期日後新ニ納稅義務ノ發生又ハ消滅シタルモノ若ハ定期賦課ニ屬セザルモノノ徵收額及納期ハ所轄財務出張所長ニ於テ其都度之ヲ定メ

3 第五條第三項ノ規定ニ依リ賦課シタルモノハ所轄財務出張所長ニ於テ其都度納期又定メ一時ニ之ヲ徵收ス

第十七條 特別ノ事由ニ依リ納期內ニ徵稅傳令書ヲ納稅者ニ傳達シ能ハザル場合ハ所轄財務出張所長ニ於テ別ニ納期ヲ定ムルコトヲ得

第十八條 納期末日休日ニ當ルトキハ其ノ翌日ヲ以テ納期末日トス

第十九條 縣稅ノ納稅地ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 地租附加稅、家屋稅附加稅、營業稅附加稅及鑛區稅附加稅ハ其ノ國稅ノ納稅地但シ本縣内ニ國稅ノ納稅地ナキ場合又ハ本縣内ノ數市町村ニ營業所ヲ設ケテ營業ヲ爲ス場合若ハ數市町村ニ鑛區ヲ有スル場合ハ本縣内ニ於ケル主タル營業所ノ所在地又ハ主タル鑛區ノ所在地

二 段別稅ハ土地ノ所在地

三 船舶稅ハ船舶ノ主タル定繫場ノ所在地定繫場明ラカナラザルトキハ船籍港ノ所在地

四 自動車稅ハ主タル定置場ノ所在地

五 電柱稅ハ電柱ノ所在地

六 不動產取得稅ハ不動產ノ所在地

七 漁業權稅ハ漁場ノ所在地、漁場ノ區域二以上主タルノ市町村ニ亘リタル場合ハ主タル部分ノ所在地

八 狩獵者稅及藝妓稅ハ本人ノ住所

九 都市計畫稅營業稅割ハ營業稅ノ納稅地但シ本縣内ニ營業稅ノ納稅地ナキ場合又ハ本縣内ノ數市町村ニ營業所ヲ設ケテ營業ヲ爲ス場合ハ本縣内ニ於ケル主タル營業所ノ所在地

十 水利稅地租割ハ土地ノ所在地

第二十條 徵稅命令書ハ別記第一號様式ニ依リ調製シ納期前七日迄ニ財務出張所長之ヲ發スベシ但シ第十六條第二項及第三項ニ依リ隨時納期ヲ定メタル場合ハ發付ノ期限ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一條 財務出張所長前條ノ徵稅命令書ヲ發シタル後其稅額ヲ増額又ハ減額ヲ要スルトキハ別記第二號様式ニ依リ調製シタル増額又ハ減額命令書ヲ發スベシ

第二十二條 徵稅傳令書又ハ徵稅令書ハ別記第三號様式ニ依リ調製シ納期二日以上存スルモノニ在リテハ納期開始前其他ノモノニ在リテハ直ニ之ヲ交付スベシ

第二十三條 市町村長ハ賦課乗算上徵稅命令書ノ金額ニ異動ヲ生ジタルトキハ直ニ別記第四號様式ニ依リ所轄財務出張所長ニ報告スベシ

2 所轄財務出張所長前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ徵稅命令書ノ金額ノ更訂アリタルモノト看做ス

第二十四條 市町村長(財務出張所長)ハ地方稅法第二十六條第一項ノ規定ニ依リ納期前徵收ヲ要スト認ムル者アルトキハ別記第五號様式ニ依リ徵稅令書又ハ徵稅傳令書(徵稅令書)ニ指定シタル納期日ノ變更ヲ告知スベシ

2 市町村長前項ノ告知ヲ爲シタルトキハ其事由ヲ具シ直ニ所轄財務出張所長ニ報告スベシ

第二十五條 納稅者稅金ヲ納付セムトスルトキハ徵稅傳令書又ハ徵稅令書ヲ差出スベシ

第二十六條 市町村ニ於テ徵收シタル縣稅ハ納期限後三日以内ニ納期限後七日迄ノ徵收シタル縣稅ハ其ノ後三日以内ニ各別記第六號様式ノ拂込書ヲ添ヘ縣金庫ニ拂込ムベシ

2 拂込期日最終日休日ニ當ルトキハ其ノ翌日ヲ以テ最終日トス

3 出納閉鎖期月ニ於ケル前年度ニ屬スル拂込金ニ關シテハ前二項ノ規定ニ拘ラズ出納閉鎖期

日内ニ悉皆縣金庫ニ之ヲ拂込ムベシ

第二十七條 市町村ハ縣稅ヲ府縣稅納入郵便振替貯金特別取扱規則ニ依リ縣金庫ニ拂込ム事ヲ得

2 前項ニ依リ拂込マムトスルトキハ前條ノ拂込書ヲ添付スベシ

第二十八條 地方稅法第十五條第二項ノ規定ニ依リ市町村ニ對シ交付スベキ取扱費ハ左ノ通トス

- 一 徵稅傳令書一通ニ付
 - 市ニ在リテハ 金貳錢
 - 町ニ在リテハ 金參錢
 - 村ニ在リテハ 金參錢五厘
- 二 縣稅ノ徵收金ニ對シテハ
 - 市ニ在リテハ 徵收金額ノ千分ノ十五
 - 町ニ在リテハ 徵收金額ノ千分ノ十八
 - 村ニ在リテハ 徵收金額ノ千分ノ二十三

2 前項ノ取扱費ハ左ノ二期ニ分チテ之ヲ交付ス

前期分 十一月
後期分 翌年五月

第二十九條 市町村長ハ納期後七日ヲ過グルモ尙稅金ヲ完納セザル者アルトキハ別記第七號様式ニ依リ滯納報告書ヲ調製シ直ニ所轄財務出張所長ニ提出スベシ

第三十條 財務出張所長前條ノ滯納報告ヲ受ケタルトキハ別記第八號様式ニ依リ督促狀ヲ調製シ直ニ之ヲ發スベシ

2 督促狀ニ指定スル期限ハ發付ノ日ヨリ十日以内トス

第三十一條 督促手數料ハ督促狀一通ニ付金二十錢トス 郵便ヲ以テ發スルモノハ其ノ實費ヲ増手數料トシテ徵收ス

第三十二條 財務出張所長ハ督促狀ノ指定シタル期限迄ニ滯納税金及督促手數料ヲ完納セザル者アルトキハ其期限後三ヶ月以内ニ滯納處分ニ着手スベシ

2 前項ノ滯納處分ニハ當該市町村長又ハ市町村長ノ命ジタル吏員之ニ立會スベシ
第三十三條 財務出張所長ハ督促狀ヲ受ケタル納稅者ニシテ財産ノ差押ヲ受クル前滯納税金、督促手數料及延滯金ヲ完納セムトスル者アルトキハ之ヲ徵收スベシ

第三十四條 財産ノ差押ニ從事スル者ハ別記第九號様式ノ證券ヲ携帶スベシ
第三十五條 財産差押ヲ爲シタル官吏又ハ吏員ハ其ノ差押ヲ爲シタル動産及有價證券ヲ直ニ市役所町村役場又ハ適當ト認ムル場所ニ引揚グベシ 但シ滯納者又ハ第三者ヲシテ保管セシムルコトヲ得此ノ場合ニ在リテハ別記第十號様式ニ依ル封印ヲ貼付シ其ノ貼付シ能ハザル物件ニ對シテハ適當ノ方法ヲ以テ差押物件タルコトヲ明白ナラシムル標示ヲ爲スベシ

第三十六條 財産差押ノ爲作製スベキ差押調書ハ別記第十一號様式、債權又ハ債權及所有權以外ノ財産權ヲ差押ヘタル場合ノ通知書ハ別記第十二號様式又ハ別記第十三號様式ニ依ル
第三十七條 納稅者財産ノ差押ヲ受ケタル後本人又ハ第三者ニ於テ滯納税金、督促手數料、延滯金及滯納處分費ヲ完納セムトスルトキハ所轄財務出張所長ニ之ヲ納付スベシ

2 財務出張所長前項ノ納付ヲ受ケタルトキハ封印又ハ標示ヲ除去シタル後差押物件ヲ還付シ差押通知ヲ發シタルモノニ在リテハ之ヲ解除セル旨通知スベシ 但シ財務出張所長ハ封印又ハ標示ノ除去ヲ市町村長ニ囑託スルコトヲ得 此ノ場合ニ在リテハ市町村長ハ直ニ其ノ除去シタル封印又ハ標示ヲ明細書ニ添付シ所轄財務出張所長ニ送致スベシ

第三十八條 差押財産ノ公賣公告ハ別記第十四號様式ニ依ル

第三十九條 差押ヲ爲シタル財産ノ入札又ハ加入ニ對スル保證金又ハ契約保證金ハ買受希望人各自ノ公賣財産見積價格ノ百分ノ五以上ノ額トシ財務出張所長其ノ都度之ヲ定ム 但シ財務出張所長ニ於テ其ノ必要ヲ認メザルトキハ之ヲ徵セザルコトヲ得

第四十條 入札人又ハ其ノ代理人開札ノ場所ニ出席セザルトキハ入札ニ關係ナキ官吏又ハ吏員ヲシテ立會セシムベシ

第四十一條 公賣財産ノ買受人ハ納付書ニ依リ所轄財務出張所長ニ公賣代金ヲ納付スベシ

第四十二條 財務出張所員現金ヲ領收シタルトキハ別記第十五號様式ニ依ル領收證書ヲ交付スベシ

第四十三條 滯納處分結了後滯納者ニ交付スベキ計算書ハ別記第十六號様式ニ依ル

第四十四條 延滯金ハ一日ニ付税金額ノ一萬分ノ四トス

第四十五條 縣稅ノ徵收ニ關スル書類ノ送達ハ關係官吏又ハ吏員及使丁若ハ郵便ニ依ル

2 前項ノ書類ヲ送達シ能ハザルトキハ別記第十七號様式ニ依リ所轄市役所町村役場又ハ所轄財務出張所ノ揭示場ニ之ヲ公告スベシ

第四十六條 災害其ノ他ノ事由ニ依リ國稅ノ徵收ヲ猶豫セラレタル者ニ對シテハ當該國稅附加稅ニ限リ國稅ノ例ニ依リ其ノ申請ニ依リ納稅ヲ延期ス

2 前項ニ規定スルモノヲ除クノ外左ニ掲グルモシニ對シテハ其ノ申請ニ依リ納稅延期ヲ許スコトヲ得

一 災害ニ罹リ一時納稅ノ資力ヲ失ヒタリト認ムル者
二 特別ノ事情ニ依リ生活困難ニ陥リタル者

第四章 申告並申請

第四十七條 本縣ノ内外ニテケ所以上ノ營業所ヲ設ケテ營業ヲ爲ス者ハ營業稅決定ノ日ヨリ七日以

01076

内ニ別記第十八號様式ニ依リ各營業所ノ情況ヲ所轄財務出張所長ニ申告スベシ
第四十八條 新ニ納稅義務ノ發生シタル鑛業權者其ノ鑛區ガ本縣ノ内外又ハ縣内ノ數市町村ニ亘ル場合ハ納稅義務ノ發生シタル日ヨリ七月以内ニ別記第十九號様式ニ依リ其ノ情況ヲ所轄財務出張所長ニ申告スベシ届出事項ニ異動アリタルトキ又ハ納稅義務消滅シタルトキ亦同ジ

2 鑛業權移轉セル場合ハ別記第二十號様式ニ依リ前項ノ規定ニ準ジ届出ヅベシ
第四十九條 段別稅、船舶稅、自動車稅、電柱稅、不動産取得稅(登記濟ノモノヲ除ク)漁業權稅、狩獵者稅及藝妓稅ノ納稅義務者ハ納稅義務發生ノ日(免許又ハ許可ヲ要スルモノニ在リテハ免許又ハ許可ノ日)ヨリ五日以内ニ別記第二十一號乃至第二十八號様式ニ依リ土地ノ所在地、主

タル定置場又ハ定置場、物件又ハ漁場、所在地若ハ納稅義務者ノ住所其他必要事項ヲ所轄財務出張所長ニ届出ヅベシ届出事項及納稅義務者ニ異動アリタルトキ並ニ納稅義務消滅シタルトキ亦同ジ
2 電柱ヲ所有スル電氣事業會社ハ賦課期日直前一年分ノ利益配當率ヲ毎年四月七日迄ニ營業報告書ヲ添へ所轄財務出張所ニ届出ヅベシ

第五十條 地方稅法第十六條ノ規定ニ依リ稅金納入ノ義務ノ免除ヲ請ハントスル願書ハ別記第二十九號様式ニ依リ所轄財務出張所長ヲ經テ知事ニ申請スベシ
第五十一條 地方稅法第二十條第一項ノ規定ニ依リ異議ノ申立ヲ爲サントスル者ハ違法又ハ錯誤アリト認ムル要點、理由及異議申立人ノ職業、住所、年齢ヲ記載シ之ニ署名捺印シタル申立書並證據書類ヲ所轄財務出張所長ヲ經テ知事ニ提出スベシ

第五十二條 地方稅法第二十七條及第二十八條ノ規定ニ依リ縣稅ノ納稅延期又ハ減免ヲ受ケントスル願書ハ別記第三十號様式又ハ第三十一號様式ニ依リ其ノ事由其ノ他必要事項ヲ記載シ納期内

01077

ニ所轄財務出張所長ヲ經テ知事ニ申請スベシ
2 納稅義務者自ラ納稅ノ延期ヲ出願スルコト能ハザル場合ニ限り其ノ家族又ハ代理人ヨリ之ヲ爲スコトヲ得

第五十三條 災害又ハ天候不順ニ依リ收穫皆無ニ歸シタル田畑ニシテ段別稅ノ免除ヲ受ケントスル願書ハ別記第三十二號様式ニ依リ所定ノ事項ヲ記載シ賦課ヲ受ケタル日ノ屬スル年ノ翌年一月三十一日迄ニ所轄財務出張所長ヲ經テ知事ニ申請スベシ

第五十四條 誤ノ又ハ納付後ニ於ケル減免等ニ起因シ拂込縣稅ニ過納金アルトキハ別記第三十三號様式ニ依リ申請書ニ納付セルコトヲ證スル書類ヲ添へ所轄財務出張所長ニ之ヲ提出スベシ
第五十五條 地方稅法第三十二條ノ規定ニ依リ納稅管理人ノ設定又ハ變更ニ關スル申告書ハ別記第三十四號様式ニ依リ

第五 章 補 則

第五十六條 詐僞其他不正ノ所爲ニ依リ縣稅ヲ逋脱シタル者ハ逋脱シタル金額ノ五倍ニ相當スル金額(其ノ金額十圓未満ナルトキハ十圓)ノ過料ヲ科ス但シ逋脱ノ事實ヲ申立テタル者ニ對シテハ之ヲ減免スルコトアルベシ

2 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ二十圓以下ノ過料ヲ科ス
一 本條例ニ定ムル申告ヲ爲サズ若ハ虚僞ノ申告ヲ爲シタル者

二 本條例ノ規定ニ依リ縣ノ官吏吏員又ハ市町村吏員ノ行フ検査ヲ拒ミ又ハ虚僞ノ申立ヲ爲シタル者

三 其他本條例又ハ昭和十五年鳥取縣條例第六號鳥取縣稅賦課徵收條例施行規則ニ違背シタル者

第五十七條 營業者又ハ物件ノ所有者ニシテ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ前條ノ過料ハ之ヲ法定代理人又ハ代表者ニ適用ス 但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

② 營業者又ハ物件所有者ハ其ノ代理人又ハ使用人其ノ他ノ從業者ニシテ本條例ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出ザルノ故ヲ以テ前條ノ過料ヲ免ルコトヲ得ズ

③ 法人ノ代表者又ハ其ノ使用者ニシテ本條例ニ違背シタル場合前條ノ過料ハ之ヲ法人ニ科ス
第五十八條 地方稅法第八十一條第二項ノ規定ニ依リ臨檢若ハ檢査ヲ爲ス官吏又ハ吏員ハ別記第三十五號様式ニ依ル檢査證ヲ携帶スベシ

② 前項ノ官吏又ハ吏員臨檢若ハ檢査ヲ爲ストキハ納稅義務者又ハ其ノ代理人之ニ立會スベシ
第六十章 附 則

第五十九條 本條例ニ依リ知事又ハ財務出張所長ニ提出スル書類ハ總テ市町村長ヲ經由スベシ

第六十條 本條例ニ規定スルモノヲ除クノ外縣稅及其ノ賦課徵收ニ關シ必要ナル事項ハ知事之ヲ定ム

第六十一條 本條例ハ昭和十五年度分ヨリ之ヲ適用ス 但シ家屋稅附加稅ニ關スル規定ハ昭和十七年度分ヨリ之ヲ適用ス

第六十二條 左ノ條例ハ之ヲ廢止ス

昭和八年鳥取縣條例第一號鳥取縣稅賦課條例

昭和八年鳥取縣條例第二號鳥取縣稅賦課條例施行細則

昭和七年鳥取縣條例第十六號縣稅徵收條例

昭和七年鳥取縣條例第十七號縣稅鑑札手數料條例

第六十三條 家屋稅及其ノ賦課徵收ニ關シテハ本條例中別段ノ規定アルモノヲ除クノ外前條ノ規定ニ拘ラズ昭和十五年度分及昭和十六年度分ニ限リ仍從前ノ規定ニ依ル

② 前項家屋稅ノ賦課率ハ家屋賃賃價格ノ百分ノ三、五トス

③ 家屋稅ノ賦課期日及納期ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ昭和十五年度分ニ限リ左ノ通トス
賦課期日 四月一日

納 期 前期 九月二十日ヨリ同月末日限
後期 十一月二十日ヨリ同月末日限

第六十四條 昭和十四年度分以前ニ屬スル縣稅ニ關シテハ本條例ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外

第六十二條ノ規定ニ拘ラズ仍從前ノ規定ニ依ル第六十五條從前ノ規定ニ依ル

第六十五條 從前ノ規定ニ依リ昭和十五年三月三十一日迄ニ届出タルモノハ本條例ニ抵觸セザル限リ本條例ニ依リ申告シタルモノト看做ス

② 本條例ニ基ク申告事項ニシテ昭和十五年四月一日以後本條例公布ノ日迄ニ事實ノ發生セルモノニ付テハ昭和十五年九月三十日迄ニ之ヲ申告スベシ

第六十六條 昭和十五年度分ニシテ定期ニ賦課スベキ左ノ縣稅ハ第五條及第十六條ノ規定ニ拘ラズ左ノ賦課期日及納期ニ依リ之ヲ賦課徵收ス

地 租 附 加 稅	賦 課 期 日	納 期
全 期	十月一日	十月二十日ヨリ同月末日限
前 期	八月一日	九月二十日ヨリ同月末日限
後 期	翌年一月一日	翌年一月二十日ヨリ同月末日限

段別	稅	後前期	四月一日	全額	十一月二十日ヨリ同月末日限
船舶	稅	後前期	四月一日	全額	十月二十日ヨリ同月末日限
自動車	稅	後前期	四月一日	九月二十日ヨリ同月末日限	十月二十日ヨリ同月末日限
電柱	稅	後前期	四月一日	全額	十月二十日ヨリ同月末日限
漁業	權稅	全期	十月一日	十月二十日ヨリ同月末日限	
都市計畫稅營業稅割					
		後前期	八月一日	九月二十日ヨリ同月末日限	
		翌年	一月一日	翌年一月二十日ヨリ同月末日限	

鳥取縣稅賦課徵收條例別記様式

第一號様式

用紙寸法 縱十八 橫十一 種

(表) 徵稅命令書

第 號	昭和 年度	縣 稅	市(町)(村) 納
	昭和 年 月 日		
一金			
右昭和 年 月 日限 金庫へ納付スベシ			
昭和 年 月 日 財務出張所長印			

内譯別紙ノ通

備考

- 一 款毎ニ作成スルコト
- 二 細目ハ別紙トスルコト但シ簡單ナルモノハ裏面ニ記載スルコトヲ得

(裏) 書 譯 内

税 目		金 額	圓	税 目	金 額	圓

第二號様式 用紙寸法 横縦 十一八 厘

增 (減) 額 命 令 書

第 號	郡	市(町)(村)	納	昭和 年度	縣	税	税	期分
				昭和 年 月 日				
一金				内譯別紙ノ通				

右増(減)額ス

昭和 年 月 日

財務出張所長 氏 名印

備 考

- 一 内譯ノ簡單ナルモノハ裏面ニ記載スルコトヲ得
- 二 内譯書ノ様式ハ徵稅命令書内譯様式ニ準ズルコト

第三號様式

用紙寸法

縦 十八糎
横 十一糎
ノモノ二枚接續

徵稅傳令書 (徵稅傳令書)

第 號	郡市町村大字氏 名納		
昭和 年度	縣	稅	稅
期 分			
一金 昭和 年 月 日 領收 右昭和 年 月 日 限本市町村收入役(縣金庫)へ納付スベシ 昭和 年 月 日 市町村長 氏 名 印 (財務出張所長 氏 名 印)			

領收證書

第 號	郡市町村大字氏 名納		
昭和 年度	縣	稅	稅
期 分			
一金 昭和 年 月 日 領收 市町村收入役 氏 名 印 (縣 金 庫 名 印)			

領收印

備考

- 一 他ノ規定ニ依リ市町村稅ヲ併記シテ發スルトキハ本様式ニ依ルコトヲ要セズ
- 二 領收年月日市町村收入役氏名又ハ金庫名ノ印ハ領收ノ文字ヲ表示セル日附印ヲ使用スルコトヲ得

第四號様式

用紙半紙判

賦課乗算上減額報告

郡(市) 町(村)

税目	期別	徵税命令書番號	徵税命令書額	減額	更訂額
計					

右及報告候

昭和 年 月 日

市町村長 氏

名印

財務出張所長宛

第五號様式

用紙半紙判

縣稅納期變更告知書

一金

是ハ昭和 年度 期 稅

右地方稅法第二十六條第一項第

號ニ該當セルモノト認メ其ノ納期ヲ昭和

年 月 日ト變更ス

昭和 年 月 日

市町村長 氏

名印

(財務出張所長 氏

名印)

住 所

何 某 宛

第六號樣式

用紙寸法

縱十八糎
橫十一糎
ノモノ三枚接續

(表) 拂込書

昭和 年度	第 號	郡 (市) 町 村 納
	縣	
税金		
右及拂込候		
昭和 年 月 日	市 町 村 長 印	

(表) 領收通知書

昭和 年度	第 號	郡 (市) 町 村 納
	縣	
税金		
領收印		
昭和 年 月 日	鳥取縣金庫印	

財務出張所長宛

(表) 書 證 收 領

昭 和 年 月 日領收	一 金	第 昭 和	號 年 度	縣	郡 (市) 町 村	納 稅
		領收印				
鳥 取 縣 金 庫 印						

鳥取縣公報 第千百六十三號 昭和十五年九月六日 (第三種郵便物認可)

(裏) 表 譯 仕 込 拂

種 目	拂込金額		種 目	拂込金額	
	圓	圓		圓	圓

備 考

- 一 拂込仕譯表ハ歳入科目ノ各節毎ニ區分豫算書ノ順序ニ記載スルコト
- 二 拂込仕譯表ハ領收濟通知書及領收證書ノ裏面ニ記載スルコト

鳥取縣公報 第千百六十三號 昭和十五年九月六日 (第三種郵便物認可)

第七號様式

用紙美濃半紙

命令書
番號
第號

昭和 年 月 日
財務出張所長宛

町長氏 名印

村町

賦課額 人員

徴收 濟 額

人員

差引 滯納額

人員

圓

金庫へ拂
込濟額

圓

圓

圓

圓

圓

圓

督促狀
發付月日
所定納期日

延滞金

延滞金

延滞金

延滞金

延滞金

延滞金

延滞金

延滞金

延滞金

延滞金

督促狀
發付月日
所定納期日

延滞金

延滞金

延滞金

延滞金

延滞金

延滞金

延滞金

延滞金

延滞金

延滞金

督促狀
發付月日
所定納期日

延滞金

延滞金

延滞金

延滞金

延滞金

延滞金

延滞金

延滞金

延滞金

延滞金

備考

各税目毎ニ計ヲ付スルコト

延滞金

延滞金

延滞金

延滞金

延滞金

延滞金

延滞金

延滞金

延滞金

延滞金

延滞金

第八號様式

(用紙官製はがき若ハ私製はがき)

縣 稅 督 促 狀

第 號

昭和 年度

縣 稅

稅

稅

期

期

滯納 稅金

圓

二二

昭和 年 月 日

所定納期日

督促手數料

圓

二二

昭和 年 月 日

所定納期日

延滞金

納期限ノ翌日ヨリ税金百圓ニ付一日四錢ノ割合ニ依ル金額
但シ督促狀ノ指定期日迄ニ税金及督促手數料ヲ完納スルト
キハ延滞金ヲ徴收ヒズ

右 月 日限税金及督促手數料ヲ當財務出張所長へ拂込ムベシ
若シ右期限迄ニ税金及督促手數料ヲ完納セザルトキハ直ニ財産差押ヲ爲
スベシ

昭和 年 月 日

財務出張所長 氏

名 印

備考

朱刷トス

第九號様式

用紙厚紙

縦八糎
横五糎

第 號
表
縣稅滯納者
財產差押證票

鳥取
縣印

裏

官職名氏
名

第十號様式

用紙寸法

縦十糎
横三糎

縣稅滯納處分ニ係ル差押物件封緘

滯納處分
執行官吏
吏員ノ印

注意 (此ノ封印ヲ損壞シタルトキハ二年以下ノ懲役
又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處セラルベシ)

第十一號様式

用紙半紙半截

差押調書

一、滯納者住所氏名
一、差押財産ノ表示

右者別記内譯ノ通合計金滯納ニ付昭和
和 年 月 日前記ノ財産ヲ
差押フモノナリ
昭和 年 月 日
ニ於テ此ノ調書ヲ作ル

財務出張所
官職氏名印
立會人名印
住所氏名印

滯納金額内譯

年度	税目	税額	督促 手數料	延滞金	延滞金 計算期間	備考
合計						

本調書ノ謄本受領候也
上記差押物件保管候也

昭和 年 月 日
住所氏名印

第十二號樣式 用紙半紙 債券差押通知書

住	住	住	住
所	所	所	所
債權者	債權者	債務者	債務者
何	何	何	何
某	某	某	某

右債權者ノ滯納ニ係ル縣稅 稅金 督促手數料金 延滯金
 及滯納處分費 金徵收ノ爲昭和 年 月 日債務者ヨリ支拂フベキ金
 (又ハ金 ノ内金)ヲ差押フルニ付昭和 年 月 日迄ニ
 財務出張所長ヘ支拂フベキモノトス
 此ノ通知ヲ受ケタル後債權者ニ對シ支拂ヲナスモ其ノ支拂ハ無効タルベシ
 右 通 知 候

昭和 年 月 日 財務出張所長 氏 名 印

住 所 何 某 宛
 備 考

一、債權者官公署ナルトキハ其ノ官公署長ノ官氏名、法人ナルトキハ其ノ法人ノ名ヲ記入スル
 二、債權ノ目的ガ金錢以外ノモノナルトキハ其ノ名、數量其ノ他重要ナル事項ヲ明記スルコト

第十三號樣式 用紙半紙

何 權 差 押 通 知 書

一 差押財產權ノ表示

(名稱、數量、性質、所在其他重要ナル事項)

右昭和 年度縣稅 稅 期分滯納金 督促手數料金
 滯納處分費金 徵收ノ爲前記ノ財產ヲ差押フルモノナリ

昭和 年 月 日

財務出張所長 氏 名 印

住 所 (權利者) 何 某 宛

第十四號樣式 用紙適宜

公 賣 公 告

住所 滯納者 何 某所有

一 公賣財産ノ名稱 數量、性質其他重要ナル事項

一 公賣財産ノ所在

當市役所、町村役場(又ハ市町村大字番地何某方)

一 入札開札(競賣)ノ日時場所

昭和 年 月 日午前(後) 時(入札即時開札)(競賣)

場所 當役所、町村役場(公賣財産ノ所在)

一 保證金ノ割合

一 代金納付ノ期限 昭和 年 月 日

右昭和 年度縣稅滯納處分ニ依リ差押ヲ爲シタル物件公賣ニ付ス希望者ハ現品(實地)熟覽ノ上明治三十年法律第二十一號國稅徵收法及昭和十五年鳥取縣條例第 號縣稅賦課徵收條例ニ依リ入札(加入)スベシ

昭和 年 月 日 財務出張所

第十五號様式

用紙寸法 縱 十三糎 横 十糎

領收證書

領收證書	第 號	賦課地	納人
	一金		
	年 別 度	稅 目	稅 額
	昭和 年度	圓	督 手 數 料
昭和 年度			延 滯 金
昭和 年度			計
			摘要

右金額領收候

昭和 年 月 日 財務出張所縣出納吏

官職 氏

名印

第十六號様式

用紙半紙

計 算 書

收 入		支 出	
種 目	金 額	種 目	金 額
計			
	圓		圓

右ノ通ニ候

昭和 年 月 日

財務出張所長 氏

名 印

滞納者 氏

名 宛

第十七號様式

用紙半紙

公 告

住 所

氏 名

一 送達スベキ書類ノ表示(別紙貼付ノ通)

右書類ノ送達ニ當リ(理由)ニ依リ之ヲ公告ス

昭和 年 月 日

財務出張所長
(市町村長)

備 考

一、左側餘白へ送達スベキ書類又ハ其寫ヲ貼付スルコト

第十八號様式

營業稅附加稅分割區分申告書

一 營業ノ種類 (二種以上ノモノハ各種類別ニ)

- 二 營業所本店所在地名
- 三 名 稱
- 四 營業所各所在地名 (支店等)
- 五 當該年度區分年月日
- 六 純 益 金 額
- 七 純益 決定 年月日
- 八 同上ノ決定ヲ受ケタル稅務官署名
- 九 營 業 稅 額
- 十 本店及各營業所毎ノ收入金額及經費額

右縣稅賦課徵收條例第四十七條ニ依リ此段及申告候

昭和 年 月 日

營業所本店所在地名

名稱又ハ 氏

名 印

知 事 宛

備 考

第十號記載ニ付テハ財務出張所長指示ニ依ル

第十九號様式

鑛 業 權 取 得 申 告 書

- 一 登錄年月日及登錄番號
- 二 鑛區ノ名稱
- 三 鑛區ノ位置及種類
- 四 鑛區總面積及市町村別内譯面積
- 五 國 稅 額
- 六 權利者住所氏名
- 七 代表者住所氏名

右鑛業權取得ニ付申告候也

昭和 年 月 日

住 所

氏

名 印

財 務 出 張 所 長 宛

備 考

從前ヨリ取得セル鑛業權アルトキハ本表各事項ニ準ジ其ノ狀況ヲ記載シ
從前分ト表示シ
本表ニ添付スルコト

00004

第二十號様式

鑛業權移轉届

- 一 元登錄年月日及登錄番號
- 二 鑛區ノ位置及種類
- 三 鑛區ノ名稱
- 四 移轉前ノ總面積及市町村別内譯面積
- 五 移轉後ノ總面積及市町村別内譯面積
- 六 鑛業權ノ移轉年月日

昭和 年 月 日

住所

氏

名印

財務出張所長宛

備考

一、本届出ハ新舊鑛業權者連署届出ヅルコト

00005

第二十一號様式

段別税ニ關スル届

- 一 土地所在地
- 二 地目並ニ地積
- 三 賃貸價格
- 四 年期ノ種類
- 五 免租許可年月日
- 六 許可ノ年期

昭和 年 月 日

住所

氏

名印

財務出張所長宛

備考

- 一 土地所在地ハ郡市町村大字字地番ヲ記載スルコト
- 二 地目、地積、賃貸價格ハ土地臺帳ニ依リ記載スルコト
- 三 年期ノ種類ハ何免租年期地又ハ減租年期地ト記載スルコト
- 四 届出事項及納稅義務者ノ異動並ニ納稅義務消滅ノ場合本届書ニ準ジ届出ヅルコト

00006

第二十二號様式

船舶ニ關スル届

- 一 船種 船名
- 二 船籍番號並ニ登録年月日
- 三 總噸數
- 四 船籍港
- 五 主タル定繫場
- 六 建造年月
- 七 漁船、非漁船ノ別
- 右及御届候也
- 昭和 年 月 日

住 氏 所

名 印

財務出張所長 宛

備考

- 一 届書ニハ船籍證書寫ヲ添付スルコト
- 二 届出事項及納稅義務者ノ異動並ニ納稅義務消滅シタルトキハ本届書ニ準ジ届出ヅルコト

00007

第二十三號様式

自動車ニ關スル届

- 一 自動車ノ種別
- 二 用途
- 三 車輛番號並ニ使用許可年月日
- 四 主タル定置場
- 五 定員
- 六 貨物積載量
- 七 車輪數
- 八 薪炭瓦斯發生機裝置ノ有無
- 九 取得ノ原因及取得年月日
- 右及御届候也
- 昭和 年 月 日

住 日 所

氏

名 印

財務出張所長 宛

備考

- 一 自動車ノ種類ハ普通自動車(客車)特殊自動車、小型自動車、靈柩車、練習用車等ノ區分ニ依リ記載スルコト
- 二 用途ハ營業用(普通車)其他ヲ(自家用)等ノ別ヲ記載スルコト
- 三 届出事項及納稅義務者ノ異動並ニ納稅義務消滅シタルトキハ本届書ニ準ジ届出ヅルコト

第二十四號様式

電柱ニ關スル届

- 一 電柱建設年月日
- 二 電柱ノ種類並員數
- 三 電柱建設地
- 右及 御 届 候 也

昭和 年 月 日

住 所

氏

名 印

財 務 出 張 所 長 宛

備 考

- 一 電柱ノ種類及員數ハ鐵塔(塔脚間ノ底面積一平方米以上ノモノ)木柱及鐵柱等ニ區分シタル員數ヲ記載スルコト
- 二 電柱建設地 郡市町村大字、字、地番ヲ記載スルコト
- 三 事業經營者ハ法人ナルトキハ其ノ代表者名ヲ以テ届出ヅルコト
- 四 届出事項及納稅義務者之對動並納稅義務消滅シタルトキハ本屆書ニ準ジ届出ヅルコト

第二十五號様式

不 動 産 取 得 届

- 一 不動産ノ所在地
- 二 不動産ノ種類並員數
- 三 不動産ノ價格
- 四 不動産取得原因及取得年月日
- 右 及 御 届 候 也

昭和 年 月 日

住 所

氏

名 印

財 務 出 張 所 長 宛

備 考

- 一 不動産所在地ハ郡、市、町村大字字地番ヲ記載スルコト
- 二 不動産ノ種類並ニ員數ハ土地ニ在リテハ地目及反別(宅地ハ坪數)家屋ニ在リテハ構造用途及坪數ヲ記載スルコト
- 三 不動産取得ノ原因ガ繼承ナル場合ニ在リテハ舊所有者ノ住所氏名、増築、改築ノ場合ニ在リテハ増築前ノ構造及坪數ヲ記載スルコト
- 四 不動産ノ取得ニシテ登記ヲ爲シタルモノハ本屆出ヲ要セズ

第二十六號様式

漁業權ニ關スル届

一 漁業權ノ種類
 二 漁場ノ種類
 三 免許番號及免許年月日
 四 漁場ノ所在地及漁場ノ面積
 五 漁獲 高
 六 必要經費
 七 漁業權賃貸料
 八 取得價格
 九 組合員數
 右及 御届候也

昭和 年 月 日
 住所
 氏 名 印

財務出張所長宛
 備考
 一 漁業權ノ種類ハ定置漁業、區劃漁業、專用漁業、特別漁業ノ別ヲ記載スルコト
 二 漁場ノ種類ハ海面、河川、湖沼ノ別ヲ記載スルコト

三 漁場ガ數市町村ニ亘ル場合ハ其ノ市町村別内譯面積ヲ記載スルコト
 四 漁獲高ハ捕漁、採藻、採介ノ一ケ年間推計合計金額ヲ記載スルコト
 五 必要經費ハ漁具、漁船等ノ修繕費、飼料、餌料、漁夫ノ給料、食費及燃料等ノ一ケ年間ノ費用推計金額ヲ記載スルコト
 六 漁業權ノ賃貸料ハ一ケ年間ノ賃貸料ヲ記載スルコト
 七 組合員數ハ漁業權者ガ組合ナル場合記載スルコト
 八 届出事項及納稅義務者ノ異動並ニ納稅義務消滅シタルトキハ本届書ニ準ジ届出ヅルコト

第二十七號様式

狩 獵 免 許 届

一 免許狀ノ種類並ニ等級
 一 免許 年月日
 右 及 御 届 候 也

昭和 年 月 日
 住所
 氏 名 印

財務出張所長宛

00012

第二十八號様式

藝妓(酌婦)營業届

一 氏名
 二 生年 月 日
 三 本籍 所
 四 住居 所
 五 藝名 又ハ別名
 六 鑑札ノ種類並 下付年月日
 七 抱主アルモノハ其ノ住所氏名並ニ屋號
 八 及 御 届 候 也

昭和 年 月 日

住 所

氏 名 印

財務出張所長 宛

00013

第二十九號様式

縣稅納入義務免除申請

一 免除申請額
 二 免除ヲ要スル理由
 右 申 請 候 也

昭和 年 月 日

何郡(市)町村長

氏 名 印

知 事 宛

備 考

一 本申請書ニハ別紙内譯書ヲ添付スルコト
 二 免除ノ理由ハ昭和 年 月 日 ニ因リ亡失

00014

第三十號様式

年 別 度	課 目	稅 額	申請額内譯書		備 考
			住 所 氏 名	納 稅 者 名	

00015

納 稅 延 期 申 請

一 稅 年 度 期 別 目
二 稅 額
三 納 稅 延 期 ノ 要 ス ル 事 由 及 其 ノ 期 限
四 納 稅 延 期 ノ 要 ス ル 事 由 及 其 ノ 期 限
右 申 請 一 候 也

昭和 年 月 日

住 氏 所 名 印

知 事 宛

備 考

一 納 稅 延 期 ノ 事 由 ハ 昭 和 年 月 日 水 害 火 災 等 其 ノ 事 由 ヲ 記 載 ス ル コ ト

二 災 害 其 他 ノ 事 由 ニ 依 リ 國 稅 徵 收 ノ 猶 豫 セ ラ レ タ ル 場 合 ハ 其 ノ 稅 目 及 稅 額 ヲ モ 記 載 ス
ル コ ト

三 自 ラ 出 願 ス ル コ ト 能 ハ ザ ル 場 合 ハ 納 稅 者 ノ 住 所 氏 名 及 自 ラ 出 願 シ 能 ハ ザ ル 事 由 ヲ モ
記 載 ス ル コ ト

第三十二號様式

段別税免除申請

- 一 土地ノ所在地
 - 二 地目及地積
 - 三 段別税ノ年度期別及税額
 - 四 評定賃賃價格
 - 五 收穫皆無ニ歸シタル事由
 - 六 被害ノ狀況
- 右免除申請候也
- 昭和 年 月 日

財務出張所長宛

備考

- 一 土地所在地、地目、地積ハ第二十一號様式ニ準シ記載スルコト
- 二 收穫皆無ニ歸シタル事由ハ昭和 年 月 日風水害又ハ何々ト記載スルコト
- 三 被害ノ狀況ハ各筆毎ニ其ノ狀況ヲ記載スルコト

住所

氏名印

第三十一號様式

縣税減免申請

- 一 税目
 - 二 年度期別
 - 三 税額
 - 四 減免ヲ要スル事由
- 右申請候也
- 昭和 年 月 日

住所

氏名印

知事宛

備考

- 一 減免ヲ要スル事由ハ詳細ニ記載スルコト

第三十三號様式

過納金還付申請

- 一 還付申請額
- 二 納付年月日及納付先
- 三 還付ヲ受ケムトスル理由

右申請候也

昭和 年 月 日

住 氏 所

名 印

財務出張所長 宛

備考

一本申請書ニハ別紙内譯書ヲ添付スルコト

縣稅過納金還付申請額内譯書

期年	別度	稅目	既納額	正當額	差引	住 納	所 稅	氏 者	名	備考
			圓	圓	圓					

第三十四號様式

納税管理人設定(變更)申告

一 管理人ノ住所氏名

(變更ノ場合ハ新舊管理人ノ住所氏名)

二 管理スベキ縣稅ノ種類及納稅地

(變更ノ場合ハ新舊縣稅ノ種類又ハ納稅地)

三 設定(變更)年月日

右 及 申 告 候 也

昭和 年 月 日

住 所

氏 名 印

知 事 宛

第三十五號様式

縱七
橫四
種八
耗種

第 號

縣 稅 檢 查 章

所 屬 廳 名

官 職 氏 名

裏 面

昭和 年 月 日 交付

鳥 取 縣

印

鳥取縣條例第六號
鳥取縣賦課徵收條例施行規則左ノ通定ム
昭和十五年九月六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣稅賦課徵收條例施行規則

第一條 本則ニ於テ賦課徵收條例トハ昭和十五年鳥取縣條例第五號鳥取縣稅賦課徵收條例ヲ謂フ
第二條 市町村ハ縣稅徵收ニ關シ左ノ帳簿ヲ備ヘ別記則第一號乃至第六號及第八號樣式ノ帳簿ハ市町村長之ヲ管掌シ別記則第七號及第九號樣式ノ帳簿ハ收入役之ヲ管掌スベシ

縣稅地租附加稅	徵收簿	別記則第一號樣式、又ハ第二號樣式
縣稅水利稅地租割	徵收簿	別記則第一號樣式、又ハ第二號樣式
縣稅家屋稅附加稅	徵收簿	別記則第一號樣式、又ハ第三號樣式
縣稅營業稅附加稅	徵收簿	別記則第一號樣式、又ハ第三號樣式
縣稅都市計畫稅營業稅割	徵收簿	別記則第一號樣式、又ハ第三號樣式
縣稅鑛區稅附加稅	徵收簿	別記則第一號樣式、第四號樣式又ハ第五號樣式
縣稅獨立稅	徵收簿	別記則第一號樣式、第四號樣式又ハ第五號樣式
縣稅受拂日計簿	別記則第六號樣式	別記則第六號樣式
縣稅徵收合計簿	別記則第七號樣式	別記則第七號樣式
縣稅徵收整理簿	別記則第八號樣式	別記則第八號樣式
	別記則第九號樣式	別記則第九號樣式

2 前項ノ各徵收簿ハ市町村ノ便宜ニ依リ數冊ニ分テ又ハ數種ヲ合冊スルコトヲ得

3 第一項及第二項ニ定ムルモノヲ除クノ外市町村長ニ於テ必要ト認ムルトキハ之ガ補助簿ヲ設クルコトヲ得

第三條 市町村長ハ地租附加稅、家屋稅附加稅及個人ニ對スル營業稅附加稅ニ付賦課期日現在ニ於ケル當該國稅額及納稅者數ヲ賦課期日後五日以内ニ別記則第十號樣式ニ依リ所轄財務出張所長ニ報告スベシ

第四條 市町村ハ別則第十一號樣式ニ依リ別稅名寄帳及別記則第十二號樣式ニ依リ賦課臺帳ヲ備フベシ

第五條 市町村長ハ毎年一月一日現在ニ依リ段別稅ヲ賦課スベキ土地ノ評定賃賃價格ヲ調査シ別記則第十三號樣式ニ依リ土地ノ評定賃賃價格調査書ヲ調製シ二月末日迄ニ所轄財務出張所長ヲ經テ知事ニ提出スベシ財務出張所長前項ノ調査書ヲ受ケタルトキハ更ニ精査シ別記則第十四號樣式ニ依リ一覽表ヲ添付シ二月末日迄ニ知事ニ進達スベシ

第六條 市町村長及財務出張所長ハ別記則第十五號乃至第十九號樣式ニ依リ縣稅臺帳ヲ設ケ之ヲ整理スベシ

第七條 財務出張所長ハ別記則第二十號樣式ニ依リ地租附加稅、家屋稅附加稅、個人ニ對スル營業稅附加稅及段別稅ノ課稅標準集計簿ヲ設ケ之ヲ整理スベシ

第八條 財務出張所長ハ管内ノ區裁判所又ハ同出張所ニ付キ不動産登記ニ關スル帳簿ヲ閱覽シ課稅上必要ナル事項ヲ調査スベシ

2 前項調査事項ニシテ他管内ニ屬スルモノハ直ニ其ノ所轄財務出張所長ニ通知スベシ

第九條 課稅スベキモノ他ノ財務出張所管轄區域内ニ在ルトキハ別記則第二十一號樣式ニ依リ引繼

書ニ依リ納稅義務者ノ現住地市役所又ハ町村役場ヲ經由シ之ヲ當該財務出張所長ニ引繼グベシ
 第十條 數府縣又ハ縣内數市町村ニ營業所ヲ設ケテ營業ヲ爲ス者ニ對スル營業稅附加稅(營業稅割ヲ含ム)ニ付テハ財務出張所長ハ知事ノ通知ニ依リ賦課徵收ノ手續ヲ爲スベシ
 第十一條 財務出張所長ハ徵稅命令書及徵稅令書ヲ發スベキ調定額ヲ別記則第二十二號樣式ニ依リ調製シタル調定稟議簿ニ依リ決定スベシ

第十二條 賦課徵收條例第二十八條ノ規定ニ依ル取扱費ノ交付ヲ受ケムトスルトキハ市町村長ハ別記則第二十三號樣式ニ依ル請求書ヲ所轄財務出張所長ヲ經テ知事ニ提出スベシ
 2 財務出張所長ハ前項ノ請求書ヲ受理シタルトキハ之ヲ精査シ別記則第二十四號樣式ニ依ル計算書ヲ添ヘ前期分ハ十月十五日限後期分ハ四月十五日限知事ニ提出スベシ

第十三條 市町村ニ於テ縣稅ヲ徵收シタルトキハ領收證ヲ納稅者ニ交付シ徵稅傳令書ハ之ヲ稅目別徵收日毎ニ區分整理シ別記則第二十五號樣式ニ依ル縣稅徵收傳票ヲ附シ一括保存スベシ

第十四條 財務出張所及市役所又ハ町村役場ニハ別記則第二十六號樣式ニ依ル所在不明者名簿ヲ備フベシ

2 市町村長ハ納稅義務者ニシテ所在不明者トナリタルモノアルトキハ前項ノ名簿ニ登載シ之ヲ所轄財務出張所長ニ報告スルト共ニ賦課臺帳ニ所在不明ノ記載ヲ爲スベシ

3 財務出張所長前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ前項ニ準ジ所在不明者名簿及賦課臺帳ヲ整理スベシ

4 財務出張所長及市町村長ハ毎年二回以上前二項ノ所在不明者ノ所在ヲ調査スベシ其ノ所在知レタルトキハ其ノ旨相互通報スルト共ニ所在不明者名簿及賦課臺帳ヲ夫々整理スベシ

第十五條 財務出張所長ハ督促狀ニ指定スル期限内ニ税金及督促手數量ヲ完納セザルモノアルトキ

ハ別記則第二十七號樣式ニ依ル納稅整理票ヲ調整ス
 第十六條 財務出張所長所員ヲシテ滯納整理ヲ爲サシメントスルトキハ前條ノ規定ニ依ル滯納整理票ヲ交付スベシ

2 財務出張所員滯納ノ整理ヲ爲シタルトキハ滯納整理票ニ其ノ顛末ヲ記入シ滯納報告書ヲ整理シ財務出張所長ニ返還スベシ

第十七條 財務出張所長ハ差押ヲ爲スベキ財產本縣外ニ在リテ之ガ徵收ノ囑託ヲ爲シタルトキハ別記則第二十八號樣式ニ依ル縣稅滯納處分囑託簿ヲ設ケ之ヲ整理スベシ

2 財務出張所長ハ差押ヲ爲スベキ財產ガ他ノ財務出張所管轄區域内ニ在ルトキハ別記則第二十九號樣式ニ依ル引繼書ヲ作製シ當該財務出張所長ニ引繼グベシ
 3 前項ノ引繼ヲ終ヘタルトキハ引繼ヲ爲シタル財務出張所長ハ調定額及滯納額ヲ減額シ引繼ヲ受ケタル財務出張所長ハ關係帳簿ニ之ヲ計上スベシ

第十八條 財務出張所長所員ヲシテ現金ヲ受領セシメトスル場合ハ別記則第三十號樣式ニ依ル領收證書用紙及徵收現金引繼簿ニ所定ノ事項ヲ記載シ領收證書用紙ヲ交付スベシ

2 財務出張所員現金ヲ受領シタルトキハ別記則第三十一號樣式ニ依ル復命書ヲ添ヘ領收證書用紙及徵收現金引繼簿ヲ以テ現金ハ主任出納吏ニ引繼ヲ爲シ殘存領收證書用紙ハ財務出張所長ニ返還スベシ

3 主任出納吏前項ノ現金引繼ヲ受ケタルトキハ記別則第三十二號樣式ニ依ル現金拂込稟議簿ニヨリ別記則第三十三號樣式ニ依ル現金拂込書ニ現金ヲ添ヘ縣金庫ニ拂込ムベシ

第十九條 財務出張所長ハ別記則第三十四號樣式ニ依ル縣稅徵收狀況報告書ヲ作成シ毎年八月末日迄ニ知事ニ報告スベシ

第二十條 財務出張所長ハ毎月縣稅徵收簿ニ依リ郡市別ニ別記則第三十五號樣式ニ依ル計算書ヲ作成シ縣金庫ノ月計對照表ヲ添ヘ翌月七日限り知事ニ報告スベシ

第二十一條 財務出張所長ニ於テ一口十圓以上ノ縣稅ノ缺損處分ヲ爲サムトスルトキハ其ノ調書ヲ作製シ知事ノ指揮ヲ受クベシ

第二十二條 財務出張所長ハ賦課徵收條例第四十九條ノ規定ニ依ル不動産取得稅ノ届出ヲ受理シタルトキハ賦課徵收條例第七條ノ規定ニ依ル不動産ノ價格ヲ算定スベシ

第二十三條 財務出張所長ハ電柱ヲ所有スル電氣事業會社ヨリ賦課徵收條例第四十九條第二項ノ規定ニ依ル書類ノ提出アリタルトキハ關係市町村長ニ課稅上必要ナル事項ヲ通知スベシ

第二十四條 財務出張所長ニ於テ賦課徵收條例第五十條乃至第五十二條ノ規定ニ依ル申請書又ハ異議申立書ヲ受理シタルトキハ其ノ事實ヲ調査シ意見ヲ附シ知事ニ之ヲ進達スベシ

第二十五條 財務出張所長ハ賦課條例第五十三條ノ規定ニ依リ段別稅免除ノ申請書ヲ受理シタルトキハ其ノ事實ヲ審査シ意見ヲ附シ知事ニ之ヲ進達スベシ

第二十六條 財務出張所長ハ縣稅過納金還付ノ請求書ヲ受理シタルトキハ之ヲ精査シ還付ノ手續ヲ爲スベシ

第二十七條 財務出張所長ハ賦課徵收條例第五十六條ノ規定ニ依リ過料ヲ科スベキモノアリト認ムルトキハ其ノ事由ヲ具シ知事ニ之ヲ内申スベシ

第二十八條 市町村長ハ賦課徵收條例第五十九條ノ規定ニ依ル經由書類ノ提出アリタルトキハ意見ヲ附シ直ニ所轄財務出張所長ニ之ヲ進達スベシ

第二十九條 本則ニ規定スルモノヲ除クノ外縣稅及其ノ賦課徵收ニ關シ必要ナル事項ハ其ノ都度知事之ヲ定ム

第二十條 本則ハ昭和十五年度分ヨリ之ヲ適用ス但シ家屋稅附加稅ニ關スル規定ハ昭和十五年分ヨリ之ヲ適用ス

第三十一條 鳥取縣訓令甲第十九號財務出張所事務取扱規程第二章及第三章ヲ削除ス但シ家屋稅ニ關シテハ昭和十六年度分迄ニ限り仍從前ノ規定ニ依ル

第三十二條 昭和十五年四月一日以後ニ本稅ノ決定セラルル鑛產稅附加稅ニ付テハ財務出張所長ハ知事ノ通知ニ依リ賦課徵收ノ手續ヲ爲スベシ

鳥取縣稅賦課徵收條例施行規則別記樣式

則第一號樣式 (美濃判)

昭和 年度

縣 稅

稅 徵 收 簿

冊ノ内()

何 市 役 所
何 町(村) 役 場

地租附加税、家屋税附加税、營業税附加税、鑛區税附加税、獨立税各税、目的税各税徵收簿

縣 稅 之 部

令書番號	期		金額	期		金額	期		金額	摘要	納稅者氏名	
	前	後		前	後		前	後				
	金	額	收入	日	金	額	收入	日	金	額	收入	日

備考

一、各賦課期日現在ニ於ケル課稅標準タル地租額ヲ摘要欄ニ記入ノコト

則第二號様式 (美濃判)

昭和 年度

縣 稅 地 租 附 加 稅 徵 收 簿
 市 (町村) 稅 地 租 附 加 稅

冊ノ内 ()

何 町 (村) 役 場
 何 市 役 場

地租附加税、家屋税附加税、水利稅段別割

令書番號	期			課稅標準	縣稅納額	日領收印	市(町村)稅額	日領收印	納稅者
	前期	後期	追加						
									何 某

00030

備考

- 一、課税標準タル地租額ハ各賦課期日ノ現在ヲ記入スベシ
但シ右賦課期日ノ現在額ニ異動ナキトキハ課税標準欄ニ「前同額」ノ印ヲ押捺スルモ妨ナシ
- 二、摘要欄ニハ課税標準ノ異動月日過誤納還付額等徴收上必要ナル事項ヲ記入スベシ
- 三、家屋税附加税ノ様式ハ本様式ニ準ズ
- 四、水利税段別割ハ本徴收簿ニ列記スベシ

則第三號様式 (美濃判)

昭和 年度

縣 稅營業稅附加稅 徵收簿
市 (町村) 稅營業稅附加稅 冊ノ内 ()

何 何 何 何
市 町 (村) 役 場
役 所

00031

營業稅附加稅、鑛區稅附加稅、都市計畫稅營業稅割

令書 番號	課稅 標準 額	縣稅ノ分 市(町村) 稅ノ分	期 別	縣 稅		市 (町村) 稅		納 稅 者
				納 額	領收月 日印	納 額	領收 月日印	
			前期					何 某
			後期					
			追加					

摘要

備考

- 一、課税標準額ハ縣稅ニ對スル分市町村稅ニ對スル分等ヲ別記スベシ但シ同額ナルモノハ縣稅ノ分ノミ記載シ市町村稅ノ分ニハ「同額」ト記シ復記省略スルコトヲ得
- 二、摘要欄ハ地租附加稅徵收簿ノ備考ニ準ジ記入スベシ
- 三、鑛區稅附加稅ノ様式ハ本様式ニ準ズ 但シ鑛區稅附加稅ハ前後期欄ヲ省クベシ
- 四、都市計畫ハ營業稅附加稅徵收簿ニ列記スベシ

則第四號樣式 (美濃判)
獨 立 稅

昭和 年度

市縣 (町村) 稅 獨 立 稅 附 加 稅 徵 收 簿
冊ノ内 ()

何 町 (村) 役 場 所
何 市 役 場 所

目 課

番 號	令 書	課 稅 標 準	種 目	期 別	納 額	縣 稅	市 (町 村) 稅	納 稅 者
	領 日 印 收					領 日 印 收		
何 某								

摘 要

備 考

- 一 本簿ハ課目毎ニ口座ヲ設クベシ
- 二 隨時稅ハ前後期ヲ省クベシ但シ之ヲ一括シテ別冊トナスコトヲ得
- 三 摘要欄ハ第二號樣式ノ備考ニ準ジ記入スベシ

則第五號樣式

(美濃判)

藝 妓 稅

市町村字名

納 稅 者

何 某 方 何 某

月二	月二十	月十	月八	月六	月四	別 月	縣 稅	市 (町 村) 稅	摘要
						納 額	領 日 印 收	領 日 印 收	
						圓			
						別 月	縣 稅	市 (町 村) 稅	摘要
						納 額	領 日 印 收	領 日 印 收	
						圓			
月三	月一	月一十	月九	月七	月五	別 月	縣 稅	市 (町 村) 稅	摘要
						納 額	領 日 印 收	領 日 印 收	
						圓			

備考

一 摘要欄ハ第二號様式ノ備考ニ準ジ記入スベシ

則第六號様式 (美濃判)

昭和 年度

調定 稟議 簿

何 町 (村) 役 場
何 市 役 所

(調定ノ部)

種稅	目目	期別	賦課期日	徵收期日	調定月日	調定總額	課率	市町 村長	收入役	主查

(支出部)

(稅之部)

年	月	日	摘要	收入額	送納額	現在額	市町 村長	收入役	主查

備考

月計及累計ヲ附スルコト

則第七號様式 (美濃判)

昭和 年度

縣稅受拂日計簿

何 市 (町村) 收入 役

年月日	摘要	受	入	拂	出	殘	額
昭和何年何月何日		円		円		円	
日	日						
何月何日	計						
日	日						
	日計						
	累計						

備考

- 一 本簿ハ前期後期追加ニ區分整理スベシ
- 二 縣ヨリ過誤納還付ヲ受ケタルトキハ拂出欄ニ納稅者ニ過誤納還付シタルトキハ受入欄ニ朱書スベシ
- 三 前號ノ朱書額ハ日計及累計ニ於テ之ヲ控除スベシ
- 四 日計、累計ハ朱書スベシ

第八號様式 (美濃判)

昭和 年度 (前(後) (追(加)) 期

縣 稅 徵 收 合 計 簿

何 町 市 役 所
何 村 役 場

月	(後)		前	日	摘要	調定額	減額	徵收額	免除額	報告額	未納額	縣金庫	過誤納
	(加 追)												
月分計													

		税 何			
累計	月分計				

- 備考
- 一 本簿ハ目毎ニ別紙トシ縣豫算科目ノ順序ニ依リ整理スベシ
 - 二 調定額並ニ減額欄ハ徵稅命令書及減額命令書ニ依リ記入スベシ
 - 三 徵收額欄ハ納人ヨリ領收シタル日々ノ合計ヲ記入スベシ
 - 四 免除額欄ハ地方稅法第二十八條ニ依リ免除セラレタルモノヲ記入スベシ
 - 五 未納額欄ハ調定額ヨリ調定減額、徵收額、免除額及滯納報告額ヲ控除シタル殘額ヲ記入スベシ
 - 六 過誤納還付額欄ハ金庫拂込後ニ於テ縣ヨリ還付ヲ受ケタルトキ記入スベシ
 - 七 納稅者ニ過誤納還付ヲ爲シタルトキハ徵收額欄ニ朱書シ月計及累計ニ於テ之ヲ控除スベシ
 - 八 月計及累計ハ朱書スベシ
 - 九 本簿ハ簿記式トナスヲ妨ゲズ

則第九號様式 (美濃判)

昭和 年度

縣 稅 徵 收 整 理 簿

何 市 (町村) 收 入 役

年	月	日	摘要	調定額	收入額	送納額	未收入額	現在額

- 備考
- 一 月計及累計ヲ附スルコト
 - 二 本様式ハ簿記式トナスヲ妨ゲズ

則第十號様式

第 號

昭和 年 月 日

00040

何財務出張所長宛
昭和 年 月一日現在國稅
何市 (町村) 長 印
稅額報告

地目	國稅額	納稅者數	備考
計			

備考
一 本報告ハ四月一日、十月一日ノ現在ヲ報告スベシ
則第十二號様式 (美濃判)

段別稅名寄帳
何市役場
何町(村)役場

00041

何府縣何郡市町村大字何番地

氏名

種類及現在額	大字	番地	地目	減(免)租年期	段別又ハ數	評定賃貸價格	段別稅	摘要

備考

一 納稅管理人アルモノハ段別稅納稅者ノ左傍ノ住所氏名ヲ朱書スルモノトス
二 家督相續若ハ遺產相續及改姓又ハ納稅管理人ノ交換等ノトキハ便宜之ヲ更正スベシ

三 段別税ノ欄ハ現在額ヲ整理スル場合ニ於テノミ記入スベシ
 四 賣買其ノ他異動ニ係ルモノハ増ハ黒書減ハ朱書スベシ
 五 段別税名寄帳ノ末尾ニ段別貸貸價格段別税合計ヲ附シ異動アル毎ニ之ヲ整理スベシ
 則第十二號様式 (美濃判)

獨立税賦課臺帳

備考

- 一 本臺帳ハ課税標準及賦課率ノ順序ニ依リ各税目別ニ口座ヲ設クベシ
- 二 摘要欄ニハ異動年月日及事由其ノ他賦課上參考トナルベキ事項ヲ記載シ且納稅義務消滅ノ場合ハ住所氏名ヲ朱ニテ抹消スベシ
- 三 納稅管理人アルモノハ氏名ノ左傍ニ其住所氏名ヲ朱書スベシ

納稅義務發生年月日	船籍番號	船種船名	總噸數	船籍港又ハ定繫場所在地	摘要	住所	氏名

備考

一 漁船ハ船種ノ側ニ其旨附記スベシ
 自動車

種別	用途	乗客定員	車輛番號	駐車場	其ノ他	摘要	住所	氏名

備考

- 一 種別ハ普通自動車(客車)、特殊自動車、小型自動車、靈柩車、練習用車ノ別ニ記載スルコト
- 二 用途ハ營業用(貸切車)、其他(家用)ノ別ヲ記載スルコト
- 三 其他薪炭瓦斯發生機裝置其ノ他ノ事項ヲ記載スルコト

電柱

建設年月日	所	在	種別	員數	摘要	住所	氏名

備考 一 種別欄ニハ鐵柱、木柱、鐵塔ノ別ニ記載スベシ

鳥取縣公報 第一千六百三十三號 昭和十五年九月六日、(第三種郵便物認可) 八六

二 利益配當年六分未滿トナリタルモノハ專業年度及利益配當歩合ヲ摘要欄ニ記載スベシ

納稅義務發生年月日		市町村字	摘要	寄寓所及抱主氏名	藝名	氏名	生年	月	日
漁業權									
納稅義務發生年月日	漁業權ノ種類	漁場ノ種類	免許期間	評定賃貸價格	組合員數	摘要	住所	氏名	名

備考

一 納稅義務發生年月日欄ハ免許許可年月日ヲ記入スベシ

二 漁業權ノ種類欄ハ定置漁業、區劃漁業、專用漁業、特別漁業ノ別ヲ記入スベシ

三 漁場ノ種類欄ハ海面、河川湖沼ノ別ヲ記入スベシ

四 組合員數欄ハ漁業權者ガ組合ナル場合ノミ記載スベシ

則第十三號様式

土地ノ評定賃貸價格調査書									
所有所者		住所者		納稅管理人所		免(減)租間		現昭和年月日計	
土地ノ評定賃貸價格調査書									
氏名	氏名	氏名	氏名	大字	字	地番	地目	地積	評定賃貸價格ノ區分
								質權又ハ地上權者	
								摘要	
								評定賃貸價格比準地	
								字	
								地番	
								公定等級	
								摘要	

備考

一本表ハ一人別一筆毎ニ作製ノコト

00049

00048

塔		鐵柱	木柱	摘要	則第十七號樣式	課目 (狩獵者稅) (自動車稅)	鑑札番號	
同未滿	基						本	本
					縣 稅 臺 帳	賦 課 地	年 月 日	第 號
							年 月 日	第 號
							年 月 日	第 號
							年 月 日	第 號
							年 月 日	第 號
							年 月 日	第 號
							年 月 日	第 號
							年 月 日	第 號
							年 月 日	第 號
							年 月 日	第 號

義發年	務生月日	用途類別	課稅標準	稅額	摘要	則第十六號樣式	縣 稅 臺 帳	課目	年 月 日
								船舶稅	義務者 住所氏名
						縣 稅 臺 帳	賦課地		

縣稅臺帳

課目	許可年月日	登錄番	免許存續期	關係市町村名	漁場面積	課稅標準
漁業權稅						
賦課地						
住所氏名						

縣稅臺帳

則第十八號樣式

課目	納稅義務發生		鐵 一平方 米以上
	年 月 日	年 月 日	
電柱稅			
賦課地			
住所氏名			

00053

00052

鳥取縣公報 第千百六十三號 昭和十五年九月六日 (第三種郵便物認可) 九五

町村

稅			町村		現在額
月	日	事由	增	減	

則第二十號樣式

◎地租附加稅、家屋稅附加稅、個人營業稅附加稅、段別稅

縣稅臺帳

藝妓稅 (酌婦)	住所氏名	義務發生日	年					備考	
			年	月	日	年	月		日

則第十九號樣式

鳥取縣公報 第千百六十三號 昭和十五年九月六日 (第三種郵便物認可) 九四

則第二十一號樣式
課稅標準集計簿
課稅引繼簿

稅目	課稅標準	納稅義務發生年月日	納稅義務者		備考
			住所氏名	住氏名	

右及引繼候

昭和 年 月 日

財務出張所長名

財務出張所長宛

則第二十二號樣式

調定稟議簿 (稅)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

所長	主任	主査	徵稅命令書番號	期別	納期日	調定日 <small>徵稅命令書 發付年月日</small>	調定額	調定人員	摘	要	町村名

備考

- 一 稅目毎ニ口座ヲ設クルコト
- 二 各都市別トスルコト
- 三 月計、累計ヲ附スルコト

則第二十三號樣式

第 號

昭和 年 月 日

財務出張所長宛

市町村長 印

縣稅取扱費交付申請書

徵收金額	地租營業稅 附加稅 附加稅 附加稅	獨立稅	都市過年度稅	計	前六ヶ月 間ニ於ケル 發付令 書數	交付金額	令書數	計	備考
	徵收金額	令書數	計	備考					

備考

- 一 徵收金額ハ所屬年度ヲ問ハズ各其ノ期間ニ於テ縣金庫ニ拂込ミタル金額ヲ掲記スルコト
- 二 過誤納拂戻請求ニ依リ還付シタル額ハ徵收金額ヨリ之ヲ控除シ其ノ旨備考ニ記載スルコト
- 三 交付金額欄ハ記入ヲ要セズ

則第二十四號様式

縣稅徵收取扱費調

市町村名	令書數	交付金額		徵收額	交付金額		計	備考
		單價	金額		單價	金額		

計								
---	--	--	--	--	--	--	--	--

右之通ニ候也
 昭和 年 月 日
 知事 宛
 財務出張所長 印

則第二十五號様式 (用紙縦十五種 横十二種 赤色トスルコト)

月 日		
縣稅徵收傳票		
昭和 年度 期		
稅目	金額	枚數
摘要		
市町村長 查閱印	徵收簿 手入印	

則第二十六號様式

所在不明者名簿

年度期別	税目	税額	所在不明トナリタル年月日及其ノ顛末	摘要	住所	氏名

備考

一 賦課未済ノモノニシテ所在不明トナリタルトキハ摘要欄ニ其ノ旨記入スベシ

則第二十七號様式

(表)

主任 所長
 號 番 號 狀 督 督
 日 月 年 發 狀 督 督

昭和年度	期	税	住所
滞納金			賦課地
督促手数料			
延滞金			氏名
合計			
處分顛末	延滞金		法納期定日
	自 至	月 日	

右 及 引 繼 候
 昭 和 年 月 日
 財 務 出 張 所 長 宛
 財 務 出 張 所 長 名

則第三十號樣式

領收證書用紙及徵收現金引繼簿

所長	主任	領收證書用紙	引繼現金 年月日	職名	氏名
	出納吏	使用枚數返付枚數			
第 號	自 枚	自 枚	引繼現金 年月日	職名	氏名
	至 枚				
第 號	自 枚	自 枚	引繼現金 年月日	職名	氏名
至 枚	至 枚	至 枚			

備考

- 一 使用枚數ハ第三十一號樣式復命書ノ「現金領收額人員」數ト符合スルコト
- 二 引繼現金ハ同書「現金領收額金額」ト符合スルコト
- 三 出張前引受高ノ欄ハ出張前記載スルコト
- 四 督促狀ヲ以テ現金領收ヲ爲シタルモノハ領收證書用紙欄適宜ノ部へ督促狀枚數ヲ記入シ其ノ督促狀ヲ添付スルコト

則第三十一號樣式

所長	主任	主 查	復命者 職氏名印
	出納吏		
復 命 書			
出張先	期 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 間	受領滯納整 理票枚數	同上金額
概 況	現金領收額	欠損見込額	要囑託見込額
	物件差押額		
税 目	金額	金額	金額
	人員	人員	人員
	金額	金額	金額
	人員	人員	人員
	金額	金額	金額
	人員	人員	人員
	金額	金額	金額
	人員	人員	人員

00064

滯納枚數

枚未着手
滯納總額

督促狀ヲ以テ領
收シタル枚數

枚

備考

- 一 税目ハ款ニ止ムルコト
- 二 收入ハ縣稅計ヲ附シタル次ニ記載スルコト
- 三 收入内過年度收入ハ別記スルコト
- 四 缺損見額込及要囑託見込額ノ狀況其他未着手滯納額ノ理由處分執行狀況等ヲ記載スルコト

則第三十二號様式

現金拂込稟議簿

所長	主納吏	主任	出納吏	出張員ヨリ引繼年月日	縣金庫へ拂込年月日	金額	備考

備考

一 第三十三號様式ノ現金拂込書ト共ニ記入スルコト

則第三十三號様式

(用紙縦十八厘
横十三厘)

00065

現金拂込書

收支命令者	主任出納吏	主査
第 號	昭和 年度 縣 稅	
一金	右 拂 込 候 也	
昭 和 年 月 日	鳥取縣何々財務出張所	
	縣出納吏 職 氏	
	名 印	

金庫印

領收通知書

第 號	鳥取縣何々財務出張所	縣出納吏 職 氏 名
昭和 年度 縣 稅		
一金	但何市(町村)分	
	右領收濟ニ付及通知候也	
昭 和 年 月 日	裏面仕譯表ノ通	
	職 氏 名 庫 殿 名 印	

第 號	鳥取縣何々財務出張所	職 氏	名
昭和 年度	縣 稅		
一 金	但何市(町村)分		
右 領 收 候 也			
昭和 年 月 日			
	金 庫 名 印		

備 考

- 一 領收濟通知書裏面ニ稅目金額ノ仕譯ヲ記載スルコト
- 二 各市町村別ニ作成スルコト

則第三十四號様式

昭和 年度縣稅徵收狀況報告書

本年度分

郡(市)分
(既往年度分)

種 目	調 定	完 納	滯 納	發 付	財 產 差 押	處 分 決 行	欠 損	繰 越
	人員金額	人員金額	人員金額	人員金額	人員金額	人員金額	人員金額	人員金額

備 考

- 一 種目ハ款ニ止ムルコト
- 二 前年度ヨリ繰越シタルモノハ別表トシ調定以下四欄ヲ削リ別ニ「越高」ノ欄ヲ設ケル事
- 三 人員ハ總テ延人員トス
- 四 一人ニシテ處分決行欠損又ハ翌年度へ繰越等ニ亘ルモノハ人員ハ各別ニ一人トシテ計算スルコト

則第三十五號様式

昭和年度分
縣稅計算書

何郡(市)ノ分

昭和 年 月 分

課目	調定濟額			收入濟額			欠損額			未收入額	備考
	前月迄計	本月	累計	前月迄計	本月	累計	前月迄計	本月	累計		

右 及 報 告 候
 昭和 年 月 日
 財務出張所長 名
 知 事 宛

告 示

◆鳥取縣告示第六百八十九號
 價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル醫藥品ノ販賣價格左ノ通指定ス
 昭和十五年九月六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

備 考

- 一 科目ハ款ニ止メ最終ニ合計ヲ附スルコト
- 二 各郡市別ニ作成スルコト

品名	單位	卸賣價格	小賣價格	品名	單位	卸賣價格	小賣價格
安息 香酸	函 五〇瓦 二五〇瓦	二九〇圓	三六一圓	黃色ワセリン (局方)	五〇〇瓦	六八圓	八三圓
塩酸アポモルヒネ	一	四九五	六〇三	オレフ (局方)	五〇〇	一一九	一四七
塩酸エメチン	一	三四四	四一九	海 葱	五〇〇	一三五	一六四
塩酸ピロカルピン	一	八六	一〇七	カカオ脂(局方)	五〇〇	一五五	一九二
塩酸ホマトロピン	一	一七六	二二〇	カスカラサグラダ	五〇〇	九六	一一八

乳	重酒石酸カリ (局方)	酒石酸 (局方)	レゾルシン (局方)	流動バラフイン	硫酸エゼリン	硫酸アトロピン	溶性フェノバルビタ	ヤラツバ根末	ホミカ	
糖	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	〇、五	二五	二五	五〇〇	五〇〇	
	一五八	二九六	四〇七	二八八	三〇五	一七八	一八三	二四九	四〇	
	一九六	三六八	四九五	九五	三七二	一〇七	二八〇	三〇七	四七	
遠志シロップ	ウイソク軟膏	ウイソク軟膏	アンモニア苗香精	安息香チンキ	安息香豚脂	アルコール (局方)	阿片チンキ	阿片安息香チンキ	阿仙薬チンキ	亞鉛華軟膏
三二一	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	五〇〇
七〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
〇〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
四二一	一七〇	一七〇	二七〇	三〇〇	三〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一七四
二四二	一七〇	一七〇	二七〇	三〇〇	三〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二五〇
六六五	一七〇	一七〇	二七〇	三〇〇	三〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇
五三二	二一〇	二一〇	三二〇	三六〇	三六〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	二一六
一〇五	二一〇	二一〇	三二〇	三六〇	三六〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	二一六
八五四	二一〇	二一〇	三二〇	三六〇	三六〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	二一六
六三四	二一〇	二一〇	三二〇	三六〇	三六〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	二一六

カマラ	カワカワエキス	キノナ皮	クリサロピン	クレオソート (局方)	コンヅランゴ皮	サリチル酸	エゼリン	サントニン	漆酸セリウム	ストロファンツ子	セネガ根	チモール
五〇〇	五〇〇	五〇〇	二五	五〇〇	五〇〇	〇、五	〇、五	二五	二五〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
四二〇	二二〇	一四四	一四四	三六〇	五〇〇	三〇六	三〇六	三三九	一三五	一九八	六二三	七九六
五一一	二五六	一七八	一七九	四三九	六五	三八二	三八二	八二九	二四三	二二八	七四六	四九〇
吐根	麥角	白色ワセリン (局方)	バルビタール	バンクレアチン	フェノバルビタール	フェノール	ブロム水素酸	ブロム水素酸	抱水クロラール			
五〇〇	二五〇	五〇〇	二五〇	五〇〇	二五〇	五〇〇	一	一	五〇〇			
二六	一八	八七	二二	一五	二五	五	六	六	四			
九四〇	三八	八七	三三	三三	五九	二八	一一	一一	三三			
一九二	一三	一〇	二五	一七	一九	六	七	七	五			
二七	六八	一〇七	一三	一七	一九	四	二	二	一			
二七	三五	七	六	六	八	七	三	三	六			

カスカラサグラダ 流動エキス	甘硝石精	カンタリスチンキ	カンフル精	カリ石鹼	稀アルコール (局方)	牛脂(局方)	吉草チンキ	キナチンキ	杏仁水	稀ヨードチンキ	苦木チンキ
五〇〇 二五〇	五〇〇	二五〇 二五〇	五〇〇	五〇〇	二五〇 二五〇	五〇〇	二五〇 二五〇	二五〇 二五〇	五〇〇	二五〇 二五〇	五〇〇
三五 三五一	三九六	二四二 三六九	二二〇	九三	一六一 八八	一三六	一二二 二二三	一四六 四三六	一三七	一七二 二四三	二三〇
四二七 四三	四八二	二五二 四八二	二七三	一一四	一〇八 一四	一六八	二七 一七一	一三七 一七七	一七〇	二九 一四	二八六
苦味チンキ	グリセリンカリ液	桂皮シロップ	桂皮チンキ	ダンチアナチンキ	コロンボチンキ	コンツランゴ 流動エキス	醋酸カリ液	生薑シロップ	生薑チンキ	純アルコール(局方)	シロップ(局方)
二五〇 二五〇	一五〇 〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	三二〇 〇〇〇
一一二 一五二	一四四 四四	七九	二五九	二五六	二三七	二一四	六八	七九	二二九	二六八	二一 七六八 七三三
二六三 四二	一五五 五三	九七	三二二	二一八	二九五	二六六	八四	九七	二八五	三〇七	三一 四九〇 四二九

鳥取縣公報 第千六百六十三號 昭和十五年九月六日 (第三種郵便物認可)

人工カル、ス塩	水性大黃チンキ	ストロファンツス チンキ	精製タルク	石鹼カンフル擦劑	セネガシロップ	センナシロップ	タールバスタ	大黃シロップ	大黃チンキ	單軟膏	タンニン酸(局方)
五〇〇	二五〇 二五〇	二五〇 二五〇	五〇〇	五〇〇	二〇〇 二〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	三三〇 二〇〇
五七	五八三	四八三	三三三	二七七	二〇〇 〇〇六	七四	二一九	六二	一九〇	二八〇	六七九
七二	六〇七	六五〇	四一	三四五	二四八 四八二	九一	一四七	七六	二三六	三四九	八一 五一
チキタリスチンキ	吐根シロップ	吐根チンキ	橙皮シロップ	橙皮チンキ	豚脂、(局方)	薄荷シロップ	蕃椒チンキ	ヒドラスチス 流動エキス	複方キナチンキ	吐根シロップ	吐根チンキ
二五〇 二五〇	二五〇 二五〇	二五〇 二五〇	二五〇 二五〇	二五〇 二五〇	二五〇 二五〇	二五〇 二五〇	二五〇 二五〇	二五〇 二五〇	二五〇 二五〇	二五〇 二五〇	二五〇 二五〇
一一二 二二九	七四二 〇〇〇	四八〇 〇〇〇	五三一 六八〇	二二六	一五三	六七	二九一	二九一	二六二	二二九	二二九
一三 三五八	八四二 四二四	八四二 四二四	六三一 九〇六	二八一	一八九	八二	三六二	三六二	三二六	三二六	三二六

鳥取縣公報 第千六百六十三號 昭和十五年九月六日 (第三種郵便物認可)

複方ゲンチアナチンキ	ホミカエキス	ホミカチンキ	芳香アンモニア精	芳香チンキ	硼酸軟膏	ヨードチンキ	ヨード鉄シロツブ	緑石鹼	リング鉄チンキ	ロートエキス	ロートチンキ
五〇〇	五〇〇	二五〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	二五〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	二五〇
一八四	二五〇	二二五	二四一	二七九	二六一	三八五	一一七	九三	一八六	一〇七	二二七
二二八	四二二	九三三	一四二	三〇〇	三二四	四三二	一四五	一一四	二三一	一四〇	三五六
漢藥	品名	阿仙藥	安息香	唐延胡索	唐黃	遠志	藿香	皮去甘草	皮付甘草	使君子	麝香
種別	單位	粉末	粉末	粉末	粉末	粉末	粉末	粉末	粉末	粉末	粉末
卸賣價格	卸賣價格	二八〇	六五三	七七五	三九九	六九二	五四二	八八一	四五七	三三三	三三三
小賣價格	小賣價格	六〇八	〇八二	二一八	二二一	一四〇	一八四	四四三	一八一	四四三	四四三

鳥取縣公報 第千六百六十三號 昭和十五年九月六日 (第三種郵便物認可)

皮付細甘草	熊膽	廣南桂皮	錫蘭桂皮	唐決明子	紅花	唐香附子	唐山歸來
種別	單位	卸賣價格	卸賣價格	卸賣價格	卸賣價格	卸賣價格	卸賣價格
一八四	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五
二二八	四二二	九三三	一四二	三〇〇	三二四	四三二	四三二
使君子	麝香	唐縮砂	小豆蔻	水犀角	七	唐大黃	芋大黃
種別	單位	粉末	粉末	粉末	粉末	粉末	粉末
卸賣價格	卸賣價格	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
小賣價格	小賣價格	四四三	四四三	四四三	四四三	四四三	四四三

鳥取縣公報 第千六百六十三號 昭和十五年九月六日 (第三種郵便物認可)

唐澤瀉	唐地骨皮	丁香	肉豆蔻	華澄茄	唐木香		四川木香		連翹		ヂンチャナ根	
					粉末	刻分	粉末	刻分	粉末	刻分	粉末	刻分
五五五 〇〇〇 〇〇〇 瓦瓦瓦	五五五 〇〇〇 〇〇〇 瓦瓦瓦	五五五 〇〇〇 〇〇〇 瓦瓦瓦	五五五 〇〇〇 〇〇〇 瓦瓦瓦	五五五 〇〇〇 〇〇〇 瓦瓦瓦	五五五 〇〇〇 〇〇〇 瓦瓦瓦	五五五 〇〇〇 〇〇〇 瓦瓦瓦	五五五 〇〇〇 〇〇〇 瓦瓦瓦	五五五 〇〇〇 〇〇〇 瓦瓦瓦	五五五 〇〇〇 〇〇〇 瓦瓦瓦	五五五 〇〇〇 〇〇〇 瓦瓦瓦	五五五 〇〇〇 〇〇〇 瓦瓦瓦	五五五 〇〇〇 〇〇〇 瓦瓦瓦
二一 二四五 八五	二一 二四五 八五	二一 二四五 八五	二一 二四五 八五	二一 二四五 八五	二一 二四五 八五	二一 二四五 八五	二一 二四五 八五	二一 二四五 八五	二一 二四五 八五	二一 二四五 八五	二一 二四五 八五	二一 二四五 八五
八七 三九	八七 三九	八七 三九	八七 三九	八七 三九	八七 三九	八七 三九	八七 三九	八七 三九	八七 三九	八七 三九	八七 三九	八七 三九
〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

(1) 本表價格ハ賣主ノ店先渡價格トス
 (ロ) 鳥取市、米子市、東伯郡倉吉町、西伯郡境町以外ノ地域ニ在リテハ本表小賣價格ニ左ノ額ヲ加算スルコトヲ得
 二五瓦以下 壹 錢
 二盃以下 五 錢
 一八瓦以下 拾 五 錢
 五〇〇瓦以下 五 錢
 三、七盃以下 八 錢

(ハ) 本表價格ニハ容器代ヲ含ムモノトス
 (ニ) 容器ニ付特ニ明示ナキモノハ洋藥ハ壇トス漢藥ハ袋トス
 (ホ) 本表ニ掲グル品目中日本藥局方ニ記載セルモノハ其ノ性状品質該局方ノ所定ニ適合スルモノトス

◆鳥取縣告示第六百九十號
 價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年九月六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 鳥取縣造酢業組合

(ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ酢類ノ製造ヲ業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

(1) 壺詰販賣價格

種 別	規 格	配 合 率	單 位	卸賣價格		小賣 價格	
				壺 賣	小量賣	壺 賣	小量賣

純釀造酢	酸 エキス	三、八%以上	純釀造酢	一斗詰	四、八〇	五、七五	一合 ^甲 〇、〇六
混合酢	酸 エキス	三、八%同	純釀造酢	同	三、九〇	四、六八	同
醋酸酢	酸 エキス	四、八%同	醋酸原料	同	三、七〇	四、四四	同
	酸 エキス	〇、四%同					〇、〇五

(2) 瓶詰販賣價格

純釀造酢	酸 エキス	三、一五%以上	純釀造酢	五合詰一壘	〇、六三	〇、七五	
混合酢	酸 エキス	三、一%同	純釀造酢	一升詰一壘	〇、五三	〇、六三	
醋酸酢	酸 エキス	四、八%同	醋酸原料	五合詰一壘	〇、五二	〇、六二	
	酸 エキス	〇、四%同			〇、二六	〇、三一	
濃厚酢	酸 エキス	三、〇%同	醋酸原料	一合詰一壘	〇、二五	〇、三〇	

- (一) 本表價格ハ卸賣價格ニ在リテハ賣方ト同一市町村内ノ買方ニ對シテハ持込價格トシ他ノ市町村内ノ買方ニ對シテハ賣方最寄驛渡價格トス
- (二) 本表價格ハ其ノ容器ニ生産者名ヲ明記シ且ツ全國造酢業組合聯合會ノ規格證票ヲ貼付シタルモノ、價格トス
- (三) 本表價格ニ該當セザルモノ及(二)ニ依ル生産者名並規格證票無キモノ、價格ハ本表中醋

酸酢價格ノ半額以下トス

- (ロ) 實施ノ日 昭和十五年九月六日
- 四 認可ニ附シタル條件
 - (イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
 - (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

◆鳥取縣告示第六百九十一號

價格等統制令第三條第一項ニ依リ左ノ通り價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年九月六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 米子市西伯郡農産種子販賣業組合

(ロ) 地 區 米子市、西伯郡一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ農産種子ノ販賣ヲ業トスル者

00080

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ハルベキ額及實施ノ日
(イ) 額

品名	生産地	單位	小賣業者店先渡販賣價格
玉葱種子	和歌山縣産	一合ニ付	一圓八九

(ロ) 實施ノ日 昭和十五年九月六日

四 認可ニ附シタル條件

- 1 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- 2 認可價格及實施ノ日ヲ組合事務所及組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

00081

◆鳥取縣告示第六百九十二號
價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年九月六日

一 組合ノ名稱 鳥取縣知事 副 見 喬 雄

(イ) 名 稱 鳥取縣石油販賣業組合

(ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格 地區内ニ於テ石油ノ販賣ヲ業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及實施ノ日

(イ) 額

容器貸料

1 容器使用損料

- 十八立罐 一個ニ付 貳拾錢 (期間ハ一ヶ月以内トス)
- ドラム罐 同 壹圓五拾錢 (同)

2 容器貸保證金

亞鉛ドラム罐	一個ニ付	貳拾圓
普通ドラム罐	同	拾五圓
十八立罐	同	壹圓五拾錢

持届運賃

十八立罐	一個ニ付	拾錢	販賣店所在地ノ市町村ノ地區
ドラム罐	同	壹圓五拾錢	
十八立罐	同	貳拾錢	前地以外ノ地

口金及バツキングヲ紛失シタル場合ハ左ノ範圍内ニ於テ實費ヲ徴收ス

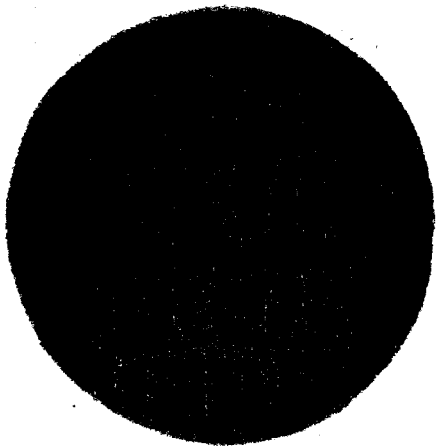
- | | | | | |
|---|-------|-------|------|-------|
| 1 | 口金 | ドラム罐用 | 大型一個 | 貳圓五拾錢 |
| 2 | 同 | | 小型一個 | 壹圓五拾錢 |
| 3 | 同 | 十八立罐用 | 一個 | 拾六錢 |
| 4 | バツキング | ドラム罐用 | 大型一組 | 四拾五錢 |
| 5 | 同 | | 小型一組 | 參拾五錢 |

四 認可ニ附シタル條件 (ロ) 實施ノ日 昭和十五年九月六日

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

彙 報 第七十號

事 變 特 報

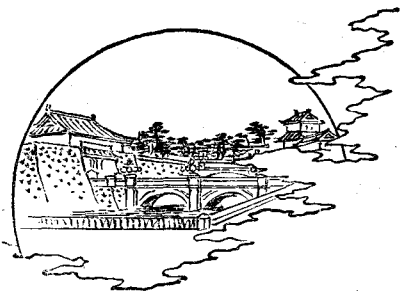


舉國一致 盡忠報國 堅忍持久

目 次

聖上陛下の御日常	三頁
新らしい經濟體制	商工大臣 小林 一三 六頁
電報規則の改正	(商工課) 一〇頁
國勢調査と防空演習との調整	(統計課) 一二頁
貯蓄債券 無料保管制度	(時局課) 一三頁
報國債券	(時局課) 一三頁
今秋より實施される國民體力法(下)	(學務課) 一五頁
本縣の蔬菜及果實の最高適正販賣價格	(商工課) 一八頁
ルンペンも貯蓄報國	(時局課) 二二頁
米と國民榮養	(衛生課) 二四頁
滿洲建設勤勞奉仕隊員に記念扇子を贈與	(社會課) 二八頁
政府米供出美談	(規畫課) 二九頁
遺族家族の乳幼兒保健	(社會課) 三一頁

活 せ 廢 品 興 亞 力



聖上陛下の御日常

と致します。

宮中の御模様につきましては甚だ恐れ多いことで御座いますが、九重の雲深いため民間には誤り傳へられることが多いのでありまして、私も宮中に御奉公して以來それまで聞知して居つた事の餘りにも誤りの多いのに、實は驚嘆致した次第で御座います。よつてこのたびは私自身に直接拜見し或は拜聞した事實のみをありのまゝ申上げ、他人の談話や又聞きは絶対に申さないことと致します。

普通の家庭にあつても季節によつて起床就寢の時刻は多少變化のある通り陛下の御起床も季節によつて若干の變更あらせられるのでありますが、早朝御離床遊ばされまして御洗顏其の他終へさせられるとその日の新聞を先づ一通り御覽遊ばされ、御朝食後御政務室に出御あらせられます。これは我々臣下で申せば役所のやうな所で、こゝで萬機を御親裁遊ばされるわけでありませぬ。

通常の日には午後零時半には御午餐のため一亘入御せられ、一時半再び出御、御總攬遊ばされ、夕刻頃まで殆んど寸暇もあらせられず書類の御親閱、或は各大臣其の他の奏上拜謁等に御繁忙の時を過させ給ふのであります。この間二時半頃乘馬の御運動を遊ばす以外、如何なる臣下の百官よりも御多忙に在します御有様で御座います。

この御繁忙の中に在しながら、最新知識の御探求御修養は一日たりとも廢し給はず、月曜よ

り土曜に至る六日間に日課を割當てられまして、例へば月曜日の午前は各方面の學者或は經驗深き達識の人を召されて社會一般の事情を進講せしめ給ひ、火曜日は政治、金曜日は午前は軍事學、午後は外交といふ風に、直接要路の司より奏上する事務以外の御研鑽を積ませられるのでありますから、日曜を除く一週間で、陛下御自ら御自由に遊ばし得る御時間は僅に土曜日の午後の二時間に過ぎない御有様でありまして、實に民間に於ては想像もつかぬ御繁忙と御不自由であらせられるので御座います。

私は御奉仕以後目のあたりこの御有様を拜しまして、嘗て自分が海軍省に出仕して居つた頃、退廳の鐘を待ちかねて机上の整理もそこへに歸宅致して居つた事を思ひ出し、坐ろに恐懼の冷汗背を濡らした事幾度であつたかわかりませぬ。

かくも御多忙に在しますその上に、國務の必要とあらば如何なる早朝、深夜と雖も御厭ひなく拜謁を仰せつけられ、奏上を聞召し給ふことは毎々の御事で御座います。五・一五事件直後齋藤内閣の親任式は午前の二時でありました。これは申すまでもなく、あの物情騒然たる世情に對し一刻も早く人心を安堵せしめ、責任の所在を確立せしめ給はんとする大御心に出するものと拜察するので御座います。只々感激の外はないのであります。

次にまことに恐れ多いことで御座いますが、陛下御身邊の御事について申し上げますと、よく巷間で陛下の御肌付はすべて毎日新しいものを召され、同じものは二度御用ひにならぬなど御噂申上げてるやうであります。實に飛んでもない間違ひで御座います。御肌着、御靴下其の他何品に限らず、洗濯の利くものは全部幾度でも洗濯して用ひ給ひ、全く用をなさぬまで御用ひ遊ばされません。私がかつて御肌付の御靴下を一足拜領したことがあるので御座いますが、その御靴下は幾度か洗濯を遊ばされたのみか、踵のところには孔の御繕ひさへあつたので御座います。恩賜の辱さは固よ

りであります。この御繕ひ遊ばされた御靴下を拜して、自分は全く感泣の極、言ふところを知らなかつたのであります。

繰返して申しますが、宮中のこととして傳はる話には誤りが多いのでありまして、御肌付のことなどはわけても餘りにも勿體ない誤傳であると思ひます。私はこの尊い恩賜品を私一人秘藏しては申譯ないと考へ、かつてのストライキの本山から精神的に更生した神戸の川崎造船所に寄附し、職工の精神教育の資料として貰ふことにした次第であります。

餘りに立入るやうで御座いますが、當時の供御の御簡素さも驚くばかりでありまして、私が大奥の御相伴にあづかりました或る夜の御獻立を申し上げますと、御膳部の向ふが葦稜草のおひたし、その右が大根下しと白須干し、手前が牛肉と葱の煮付、吸物、これに御飯と御香の物で御座いました。しかも御飯は御承知かも知れませぬが、陛下にはズツと以前より半搗米に麥三分の御混食であらせられます。これが兩陛下常の夜の供御で御座います。恐れ多いとも勿體ないとも申しやうのない次第でありまして、贅を競ふ國民中のある人々はこれを拜して何と思ふであらうかと存じます。

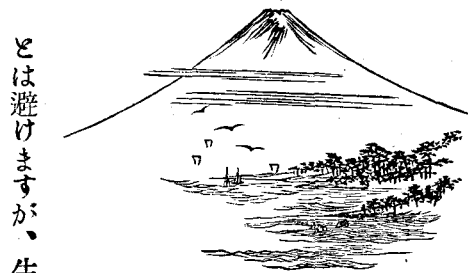
一體に陛下には常々非常に御質素にあらせられるのでありまして、昭和七年の一月二十三日私は勅命を奉じまして四國の高松にまゐりましたが、當時善通寺の師團には上海出動の動員が下令されて非常な混雜を呈してをりました。そしてその光景は事々物々實に感激に堪へぬ事のみであつたので、自分は本務以外の事ではありましたが知事に依頼してこれを寫眞に撮影し、闕下に捧呈することに致したのであります。本務の奏上を終へて後これを御手許に差出し申しましたところ、御嘉納あらせられました。表紙をつくぐ御覽あらせられ、御小聲で

「まだ徹底して居らぬ」と宜ふのを微かに拜聞致しました。その後、何とも仰せられぬので不審を抱いたまゝ御前を下りま

したが、それから古參の人にその趣を語りましてはじめて御言葉の意味がわかつたのであります。それは御手許には全國から常に夥しい献上品があるので御座いますが、それが何れも赤誠を籠めたものだけに、動もすると華美或は無用の贅を盡すやうになり勝ちであります。そこで 陛下の特別の思召で、爾來献上物はなるべく質素にせよとの旨をその向々へ傳へられてをたのであります。然るに自分の捧呈した寫眞帖は、香川縣廳で特に入念に調製するため表紙は大阪の三越よりわざわざ白緞子を取寄せて装釘した立派なものであつたので、これを御覽になつたため、さてこそ「まだ徹底して居らぬ」との御言葉となつたものでありまして、それ以來自分も献上物などの場合は特に質素第一の要を注意して居る次第で御座います。(元侍從武官出光海軍中將の講演より)

新らしい經濟體制

商工大臣 小林 一三



私は極く最近イタリヤからドイツへ廻つて歸朝致したのでありますが、實際ドイツ國民の現在堪へ忍んでゐる生活の不自由といふものは、到底わが國民の想像も許さぬ程度のものであります。私はこゝでその詳細について申述べるとは避けますが、生活必需品の切符制度などは實に徹底的に行はれて居ります。しかもドイツ人は

よくこの統制の趣旨を理解して居るのでありまして、この現在の不自由はドイツが將來太いに伸びんがために必要な事であるとして、寧ろ欣然として、この生活の不自由を忍んで居るのであります。またベルリンでは、燈火管制も徹底的に行はれて居りまして、如何なる深夜に於ても一度空襲警報がありますと、市民は直ちに所定の防空壕へ避難せねばならぬことになつてゐるから、市民はその用意のために夜間戸締りをせずには居るのでありますが、これを利用する犯罪が殆んど起きて居りません。

これは直接何も經濟統制に關係したことでありませんが、如何にドイツの銃後國民が政府の方針を理解し政府と一體となつて、今回の動亂に處して居るかといふことの證據にはなると思ふのであります。實際私は今般新しくドイツ國民のこの心組を目撃して、この結果があつてこそ初めて獨軍の大勝利があつたのだと感嘆したのであります。

翻つて考へまするに、我が國民は光輝ある、世界に比類なき國體を有し、一旦緩急あるときは進んで 陛下の御爲め國難に殉ずるを以て誇りとして居るのであります。この我が國民が現下の未曾有の試練に際會して、ドイツ國民でさへ出来る程度のことが出来ぬ筈はないと信するのであります。然るに現實の問題としてはなかくこの通りに參らぬのは何故でありませうか。これは結局今までの統制がいはゞ基礎と申しますか、土臺と申しますか、國民經濟の基本組織を從來の自由主義時代の儘に放任して置いて、この土臺から生じて來るいろ／＼の不都合を掴まへて是正して行くといふやり方であつたことが、根本の原因ではないかと思ふのであります。

經濟界の指導精神が從來通り營利主義、儲け第一主義に置いてあります限り、どうしても私利の爲に公益を無視するといふことになり勝ちなのは己むを得ないと思ひます。この心構への下では例へば各種の統制法規が制定されても、これに違反することによつて儲け得る金額が罰金より大き

いならば、いくら罰金をとられても違反する方が得だといふ、恥も外聞も構はない考へ方も起きて來ませうし、統制法規が出た場合その精神を汲み取ることをせず、違反になるかならないかの境目を専門的に研究して、法網を上手にくぐると云ふことにもなるのであります。

従つて私は、この際従來の統制のやり方については根本的に檢討を加へ、生産者も配給者も消費者も各々その立場に於て、分に應じた御奉公が出来るといふ組織を作り上げることが目下の急務であると思存するのであります。この體制の下に於ては利己的な個人的な思想は排斥せられ、あくまで國家的觀念に基づく公益優先の考へ方が支配することとならねばならないのであります。即ち國民は最早單なる統制の客體たるに止らず、國民も亦統制の主體であるといふこととなり、官民一致してこれを盛り立てて行くといふことにならねばならぬと思ふのであります。

かくて統制は最早他人事ではなく國民自身のものとなつて來るわけでありまして、統制違反の如きは自ら絶滅するものと考へるのであります。

統制と云ふものは確かに個人の自由を拘束するものであります。従來から享有してゐた自由が制限されると云ふことは不愉快なことでありませう。然しこれも我が國が將來伸びんが爲の生みの悩みであると觀念するとき、この苦痛はかへつて大なる希望がななるわけでありませう。我が國は上御一人を家長として戴き奉る一大家族であります。従つて共に苦しみ共に樂しむと云ふことは國體の本義であります。この肇國精神を發揚して舉國一致目的に邁進致しまするとき、いかなる難關もこれを突破出來ぬことは絶對にないのであります。生産力の擴充に致しましても、物價問題に致しましても、自然に解決されて行くものと思ふのであります。

今や事變はますます長期に亘り、世界各國とも外交關係はいよいよ複雑緊張して參つて居りまして、強大なる軍備とこれを支ふべき經濟力とを確立することは焦眉の急務であります。

世界は今や數個の國家群即ち國家の集りに分割せられ、この國家の集りがそれ／＼其の勢力範圍内に於て自給自足の經濟を營み、独自の政治文化を作つて行くといふ機運になつて來てゐるのであります。従つて我が國と致しまして、この世界の動きを無視し得ないことは勿論でありまして、從來の日滿支を一體とする東亞新秩序の建設といふ目標から、更に一步進めて南洋をも含む大東亞の協同經濟圏の樹立が新たな使命として取上げられることとなつたのであります。そしてこの大東亞協同經濟圏の樹立と云ふことは、一に今後の我が經濟力の充實如何に懸つてゐるのであります。私共は一日も早く國內體制を整備し、國民全部が手に手を携へて、この大使命の達成に邁進せねばならぬと思存するのであります。

x x x x x x

守れ銃後と經濟法令

電報規則の改正



事變下の電報は著しい増加を示してゐるが、事變前である昭和十年度の二億四千七百萬通に較べると、昨昭和十四年は實に三億五千八百萬通有餘であつたと云はれるから約四割五分の増加である。而も生産力擴充計畫に伴ふ各種施設の擴大、人事往來の頻繁等に依る電報の増加傾向はいよゝゝ甚しくなつてゐる。

逓信省では此の急増する電報の對策として電信回線や電信従事員を増加し或は通信方式を變更する等凡ゆる方法が講せられてゐるのであるが、却々人的、物的の施設を急に擴大充實することは時局下だけに難事なのである。

そこで余り急がない電報は出来るだけ出すこ

とを止めさせ、其のかわり重要な電報は出来るだけ早く通信させやうと云ふので、去る六月二十一日逓信省令第三十六號を以て電報規則が改正せられ、又同日逓信省令第三十八號を以て慶弔電報規則が改正せられて何れも七月一日よりその實施を見てゐるのであるが、この改正の要點を記すと次の通りである。

- 一 慶弔電報の特別の送達紙は當分の間使用されないことになつた。
 - 二 年賀電報は當分の間取扱はないことになつた。
 - 三 慶弔電報の同文取扱も取扱はれないことになつた。
- 同一の局に達し、又は同一市町村に宛てた本文の同一な電報を同時に二通以上差出す時は原信の外は一通に付十五錢と云ふ工合に割引

せられてゐたのであるが、此の取扱は當分の間中止せられることになつた。

- 四 慶弔電報の時間外取扱も中止せられた。電報取扱時間外に電報を差出す時は「至急電報」「新聞電報」「船舶宛無線電報」以外は「時間外電報」としなければならなかつたのであるが、今回の改正で慶弔電報の時間外取扱も中止せられた。

- 五 慶弔電報の外使取扱も中止せられた。
- 六 翌朝の配達電報の時間を繰上げられることになつた。

午前零時後、電報取扱時間開始前に着信電信局に到着した電報は「時間外」「至急」「夜間配達」「無線」「新聞」電報以外は翌朝電報取扱時間が来てから配達せられてゐたのであるが、今回の改正で午前零時を午後十一時に繰上げられることになつた。

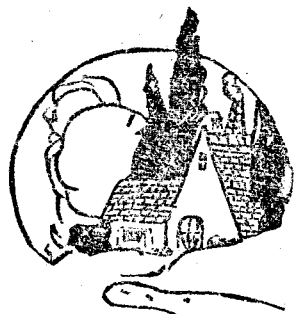
此のために、これまででは夜半に配達局に到着した電報は、特に翌朝配達請求のない限り

總て配達せねばならなかつたため、電報配達手は午前一時すぎになつても休養出来なかつたのを休養し得るやうにせられた。

- 七 外使配達電報の受取紙が廢止せられた。今までは外使電報が配達されると、受取紙に電報受取の印章を押してゐたのであつたが、之も今回の改正で廢止せられた。
- 八 配達日時指定電報も廢止せられた。之は選舉運動に盛んに利用せられてゐたのであるが、此の電報も今後廢止せられることになつた。

- 九 朝鮮に發着する慶弔電報も取扱はれないことになつた。

() () ()



國勢調査と防空演習の調整

今秋十月一日現在を以て、國勢調査が實施せられ當日から七日まで調査事務を施行されることは既記の通りであるが、別に丁度十月一日から五日までの間を以て全國に亘つて綜合防空演習を實施せられることになり、この二つの實施が同期間に重複することになった。然るに市町村に於てはこの國勢調査員と防空演習に當る警防團員とが同一人で兼ねられてゐる者が多い關係から、これが同時實施に當つては勢ひ兩者とも支障を生ずる結果となる虞れがあるので今回内閣統計局では内務省、陸軍省、參謀本部海軍省、軍令部の關係當局と協議の結果次のやうに

打合が決定した。關係者は特に留意して兩者の實施に遺漏なきを期せられたい。

一 十月一日は終日之を國勢調査事務の執行に充て、防空演習は軍防空は之を實施するけれども、民防空は監視哨及び監視通信演習と準備管制の演習の外一切之を行はない。従つて警防團員等は詰所等に屯集せしめないで、國勢調査員は警防團員であつても國勢調査の實查事務に専従せしめる。

監視哨及び監視通信演習に關係する者で國勢調査事務に従事すべきものがあるときは、之をも國勢調査事務に専従せしめ、之に代つて豫め用意した代理者を以て防空演習事務に當らしめる。

二 十月二日午前零時以後五日迄は専ら之を防空演習の實施に充て、市町村吏員及び國勢調査員等の國勢調査事務は一切之を停止せしめる。但し二日より四日までの水面調査の擔當調査員には、其の行動に付いて防空演習の交通制限を免除し、出入船舶の國勢調査事務に

從事せしめる。

三 十月六日以後は國勢調査事務の停止を解除し、殘餘の申告書の蒐集、申告書の検査等の事務に従事せしめる。

四 水上警察に従事する警察官吏に國勢調査員を命ずるに際しては、所要の人員を之に充てる。



貯蓄債券 報國債券 無料保管制度

公債消化は銃後の務め

今回の事變が始つて以來本年までの臨時軍事費は百六十五億圓に近く、本春の議會で議決された臨時軍事費追加豫算だけでも四十四億六千萬圓にのぼつてゐます。この金額が如何に多額なものであるかは、日清戦争の戦費が二億圓、日露戦争が十五億圓ばかりであつたのに比べて

も明瞭であります。この巨大な戦費の支辨の大部分は事變國債によつてゐることは皆様既に承知の通りであります。

我々國民はこの重大な時局に處して、東亞の新秩序を建設し、曠古の聖業を達成するために、あらゆる苦痛に打ち勝つて生活を刷新し、自肅生活を行つて、貯蓄に努め、この軍需國債の消化に協力しなければならぬのであります。特に時局に伴ふ収入の増加のある方面に於ては、必ずこれを當然の利益のやうに考へる從來の利得觀念を一掃し、浪費を自制して増加利潤は全部これを貯蓄に廻して、家産の増殖を圖ると共にそれによつて國家の爲に公債消化の方面に役立て、戴かなければならぬのであります。

この公債消化のための貯蓄方法としては、皆さんの方で郵便局なり組合なり銀行なりに貯金をなさるとか、或は保険にはいるとかそれら適當な方法によられてよろしいのであります。一面また能ふだけ事變國債をお買ひになつて、

直接に公債消化に努められることが望ましいのでありまして、既にこれを澤山お買ひになつてゐる人も頗る多いことは申すまでもありません。

◆ 國債の無料保管制度

しかしこのお買ひになつた債券は、これを手許に所持して居りますと、火災や盗難にかかる心配もありますし、又何かの折に現金に換へたいといふ心持に動かされる場合もありませう。けれどもこれを現金に換へるとなると大抵の場合幾分か損失を蒙り勝ちであり、且つ公債を買ひ入れて國家に盡さうといふ報國精神にも反するわけでありませう。

よつてこれまでも國債については日本銀行本支店及び代理店で取扱ふ登録國債及び郵便局賣出しの分の郵便局保管制度もあるのでありますが、政府では今回支那事變貯蓄債券と報國債券を、日本勸業銀行と郵便局で「無料」で保管する制度を開始しました。その特點としましては

- 1 郵便局扱にかかる保管債券は、政府保管有

價證券として取扱はれて日本勸業銀行に集中保管せられます。また日本勸業銀行の扱分については、政府保管の手續はとられません。これと異なる方法によつて保管せられます。従つて盗難紛失の虞れは絶対にありません。

- 2 保管された債券が當籤した時や、又は償還の時期に達した場合は直ちにその旨を通知してくれるばかりでなく、郵便局では割増金や償還金は支拂開始と同時に郵便貯金に組入れてくれます。また割増金の一部として交附される國債は直ちに無料保管の手續をしてくれます。

- 3 報國債券について申しますと、本債券は貯蓄債券とちがつて中途償還は行はれませんが保管割増金とも云ふべき特殊の割増金制度がありまして、本債券を賣出期日以後二ケ年以内に日本勸業銀行又は郵便局に保管を委託しこれを償還期まで繼續いたしますと、最終償還の際に元金の外に十圓券について七十錢、

五圓券について三十五錢の割増金が附與せられます。

この際貯蓄債券及び報國債券を所持して居られる方、特に抽籤に當籤された好運の報國債券所持者は總てこの無料保管制度を利用されます。やうお勧めいたします。

今秋より

實施される

國民體力法

【下】



五 検査の實際

体力検査はまづ身長、体重、胸圍を測り、視力や聴力を検査する。(但し乳幼時のやうな場合は体重だけ測つてすませることもある。)

次に醫師が全身を診察する。そして丈夫であるかどうか、病氣であればどの程度で、どういふ治療をすればよいかなどが分るので、これに

基いて其の醫師が本人なり保護者に對し適當な指導を與へるのである。殊に日本國民に對して非常な脅威を與へてゐる結核や花柳病などには格別の注意を拂つて精密に檢診し、指導を與へて病氣が輕い中に早く治療するやうにされるから、本人のためにも國家のためにも極めて望ましいわけである。

以上の外にも小學校入學前ものには精神機能の検査を行ふとか、上の年齢の者には運動機能の検査をするのである。尤もこの運動機能の検査といつても何も無理をして記録をつくるといふことが目的ではないのであつて、大体何歳の男子ならばこの程度の能力が標準であるといふ風に平均値をさめて置いて、成るべくすべの者をこの標準に達せしめるやう指導教養されるのである。体格にしても健康状態にしても同様で普通の國民としてはこの程度の体力が欲しいといふ程度まで、成るべく多くの剛健な國民を作らうといふのが、この体力検査の狙ひどころである。

六 體力 手帳

市町村長、學校長及び事業主が體力検査を施行したときは被管理者に體力手帳を交附する。

體力手帳は検査時に於ける被管理者の体力の現状を示すに必要な事項を記載するものであるが、その年齢の標準体力を附記して比較判定に便ならしめ、なほ發育の概況を知ることが出来るやう手帳式のものになつてゐる。

七 検査後の處置

體力検査を實施した後、その結果に基いてどんな對策を講ずるか最も重要な點である。この處置方法として被管理者の体力向上に關し「指示」と「療養」に就て處置命令が規定されてゐる。

地方長官は體力検査の結果、被管理者が虚弱であるか、又は疾病がある等のため轉職又は從業の停止等を命ずる必要がある、認められた場合には、その旨を指示命令するのであつて、指示を受ける者は原則として保護者であるが、必要な場合には社長や場長等の被管理者を使用する者

に對しても指示命令をすることになつてゐる。例へば職場の變更、從業の停止等の指示は保護者に對してするだけでは其の目的を達することが困難であるから、こんな場合には使用者に對しても同様の指示をすることである。

次に體力検査の結果被管理者が主務大臣即ち厚生大臣の指定した疾病に罹つてゐる者であると診定された時は、地方長官はその保護者に對し、醫師の指導を受けて療養せよとの命令を發し得ることになつてゐる。そして右の處置を命ぜられた保護者が、その資力が貧弱であつて療養費の支辨の途がない場合は、國家が代つてその療養の指導に當るのであつて地方長官は體力管理に關する醫務に従事せしむる爲各郡市に數名の國民體力管理醫を命じ又は委嘱し、検査並に其の他必要な指導をなさしめるのである。

體力検査後の處置として國民體力管理醫は體力検査に於て被管理者を検診したる場合は必要ありと認むる時は本人又は検査を受けしむべき者に對し、體力向上に關する指導を與へ、且つ

體力検査の結果に依り必要あるときは、被管理者又は保護者に對し國又は公共團體の體力向上施設を利用し、就業の場所又は時間の制限、業務の變更其の他體力向上に關する指示等を爲すのである。例へば疾病に罹つてゐる被管理者に對しては健康保險又は國民健康保險や、結核又は癩療養所の利用、休業の指示を受けた者の生計の方途の爲の救護法又は母子保護法の發動其の他社會事業施設の救濟を求める等既存施設との關係は極めて深いものがある。

八 特殊義務を課せられる者

この制度によつて特殊の義務を課せられる者は醫師、齒科醫師及び被管理者を使用する者である。

この制度はその對象の範圍が極めて廣く、従つてその實施を圓滑ならしめる爲には多數の醫師や齒科醫師の協力を必要とする。そればかりでなく醫業は本來國民体力の向上を目的とすべきものであるから、醫師と齒科醫師に對しては強制的に國民體力管理醫たるの義務を課せられ

てゐる。

次に被管理者を使用する者に對しては雇傭期間、雇傭條件、業務の都合その他使用關係を理由として保護者の義務履行を妨げることや、或は體力検査の結果判明した疾病異常等を直接又は間接の理由として解雇、減俸、減給等被管理者に不利益な取扱をすることを禁止してゐる。

なほ本制度の實施にあつては、個人の秘密を知り得る機會が多いので、之に關與した者に對して秘密嚴守の義務が課せられてゐる。検査に當つても秘密を要する事項は一般の體力検査票や體力検査票に記入しないで、別に精密検査票を作つて國民體力管理醫をして嚴格に詳細に且つ懇切に取扱はせることになつてゐる。

九 罰則 其の他

體力検査は今秋十月より全國一齊に實施されることになつてゐるが、國民体力法に依つて規定されてゐる手續をしなかつた者や命ぜられた義務を履行しなかつたり、或は義務履行を妨げた者に對しては千圓以下の罰金又は科料に處せ